

平成29年第4回防府市議会定例会会議録（その3）

○平成29年12月6日（水曜日）

○議事日程

平成29年12月6日（水曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（24名）

1 番	曾 我 好 則 君	2 番	石 田 卓 成 君
3 番	牛 見 航 君	4 番	藤 村 こ ず え 君
5 番	宇 多 村 史 朗 君	6 番	和 田 敏 明 君
7 番	田 中 健 次 君	8 番	清 水 浩 司 君
9 番	田 中 敏 靖 君	10 番	山 本 久 江 君
11 番	山 田 耕 治 君	12 番	久 保 潤 爾 君
13 番	河 村 孝 君	14 番	橋 本 龍 太 郎 君
16 番	上 田 和 夫 君	17 番	行 重 延 昭 君
18 番	河 杉 憲 二 君	19 番	安 村 政 治 君
20 番	高 砂 朋 子 君	21 番	山 根 祐 二 君
22 番	三 原 昭 治 君	23 番	清 水 力 志 君
24 番	今 津 誠 一 君	25 番	松 村 学 君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市 長 松 浦 正 人 君 副 市 長 村 田 太 君

教 育 長 杉 山 一 茂 君 代 表 監 査 委 員 中 村 恭 亮 君
総 務 部 長 末 吉 正 幸 君 総 務 課 長 松 村 訓 規 君
総 合 政 策 部 長 熊 野 博 之 君 生 活 環 境 部 長 岸 本 敏 夫 君
生 活 環 境 部 理 事 大 田 稔 君 健 康 福 祉 部 長 林 慎 一 君
産 業 振 興 部 長 神 田 博 昭 君 土 木 都 市 建 設 部 長 友 廣 和 幸 君
入 札 検 査 室 長 内 田 和 男 君 会 計 管 理 者 山 内 博 則 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 中 谷 純 一 君 監 査 委 員 事 務 局 長 平 井 信 也 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 賀 谷 一 郎 君 消 防 長 田 中 洋 君
教 育 部 長 原 田 みゆき 君 上 下 水 道 局 長 河 内 政 昭 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 岩 田 康 裕 君 議 会 事 務 局 次 長 栗 原 努 君

午前10時 開議

○議長（松村 学君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（松村 学君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。13番、河村議員、16番、上田議員、御両名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（松村 学君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしく申し上げます。

これより質問に入ります。最初は、3番、牛見議員。

〔3番 牛見 航君 登壇〕

○3番（牛見 航君） 皆さん、おはようございます。「自由民主党清流会」の牛見航です。

私事ではありますが、今議会、私、結婚して初めての一般質問となります。先日、私だけが幸せになってはいけないと思ひまして、婚活支援事業を行い、無事6組のカップルを成立することができました。前回の一般質問の際にもお話しましたが、婚活支援、少子化対策に昼夜問わず懸命に働いておるところでございます。まず、御報告させていただき、質問に入らせていただきます。

では、早速今回の一般質問をさせていただきます。内需の最大化について、以前より進めていただいております防府市創業支援補助金について、今後の展望があれば教えていただきたいこと。そして、空き店舗活用促進事業補助金の進捗状況について、お聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（松村 学君） 3番、牛見議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、防府市創業支援補助金についてでございますが、本市において新たに創業された方に対しまして、事業所の開設及び販売促進に要した経費の一部を補助する制度でございます。平成25年度の補助制度の創設以来、申請件数及び補助金額は年々増加しております。

本市と防府商工会議所、やまぐち産業振興財団、市内各金融機関との間で締結している創業包括支援相互協定に基づく、連携による創業支援の取り組みや、昨年9月にデザインプラザ1階に移転いたしました防府市創業支援センターでの伴走型の創業支援機能の充実などによる成果のあらわれであろうと分析しております。

こうした中、現在、限定しています当補助金の補助対象業種の要件を緩和する方向で、関係支援機関と検討しており、建設業や飲食業などについても補助対象業種に加えることにより、多様な分野での創業を後押しできればと考えております。

次に、商店街等の空き店舗へ出店される事業者に対しまして、家賃の一部を補助する防府市空き店舗活用促進事業補助金の見直しでございますが、6月議会での当補助金に対する御質問に対しまして、昼であれ夜であれ、あるいは裏通りであれ表通りであれ、積極的に活用していくという姿勢が全体を底上げすると確信していると、見直しの方向性を答弁申し上げたところであります。

補助要件としておる営業時間につきましては、本市の別の制度でございますが、市の中心部への事業所等の設置を推進いたします防府市事業所等設置奨励条例に基づく奨励制度や、事業所誘致促進事業補助金におきましては、いずれも夜間午後7時から翌日の午前7時においてのみ営業するものは除くとしていただいております。

空き店舗活用促進事業補助金につきましても、これらの制度と統一し、「昼間（午前7時から午後5時までの間）に概ね3時間以上営業すること」との営業時間に関する要件を見直す方向で検討しているところであります。

最後に、補助対象区域の見直しでございますが、現在、中心市街地活性化計画の策定に向け、防府商工会議所を事務局とした防府市中心市街地活性化協議会と協議を進めており

まして、10月末には副市長を委員長とした部長級職員で構成する中心市街地活性化基本計画庁内検討委員会を立ち上げたところでございます。

この計画策定に関する協議を進めていく中で、中心市街地への効果的な事業者等の集積が促進できるよう、補助対象区域等についての見直しも検討してまいりたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 3番、牛見議員。

○3番（牛見 航君） 今までの一般質問の中で、たびたびこの内需の最大化について、この補助金の緩和、空き店舗活用促進事業補助金、また、防府市創業支援補助金についてお尋ねしてまいりました。

今回、これだけ前向きなお答えをいただきまして、ほんとに感謝しております。実際、今、まだまだ防府市内の小売業者さん、こういった業者さんというのは、まだまだ厳しい状況が続いております。伴走型の補助も含めてというお話もありましたが、先日、今津議員がおっしゃいましたようなハウフ・ビズ、私も産業建設委員会のほうで伺いましたが、ああいった支援というのは本当に効果的だと、私も強く感じております。

今、行っていることが悪いというわけじゃなくて、全く別の組織であると、私も認識しておりますので、引き続きこちらも前向きに進めていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

空き店舗など、こういった時間の緩和を見直すこともいただいております。ほんとにありがとうございます。やはり、以前からも申しておりますが、経済活性化におきまして、昼だけの営業よりも、やはり夜間の営業というのは、まちにもたらす経済活性化、経済効果というのは非常に高いと思っております。

この12月に入りまして、新しい店舗がオープンしたり、裏通りにも若くて元気な人たちがどんどん集まっております。そういった方々が長く続けられるような支援を引き続き行っていただければと思います。ありがとうございます。

また、この前の議会でバイ防府運動の展開についてもお尋ねしているかと思えます。市内事業所及び官公庁などへの協力依頼文の配布。その件数や増加をお願いしておるかと思えます。その辺の進捗状況がありましたら、こちらもあわせてお尋ねいたします。

○議長（松村 学君） 産業振興部長。

○産業振興部長（神田 博昭君） バイ防府の展開についてのお問い合わせについて、私のほうからお答えいたします。

バイ防府は、防府市が目指す地域内循環に非常に有効な手段ということで、さきの議会でも御答弁申し上げ、そして、周知方法も関係機関と回数を増やすなり、工夫をするなり

という形で展開してまいりました。

そして、その数を申し上げますと、12月1日付で防府市長、それから防府商工会議所会頭の連名で、まずは平成29年度の実績を申し上げます。従業員20名以上の防府商工会議所会員の事業者様宛てに235件、そして、官公庁等112件、合わせて347件ほど送付をいたしました。

あわせて市民の方にも、市内で買い物をしていただきたい、市内でサービス業を受けていただきたい、飲食していただきたいということもあわせて、平成29年度はお盆のシーズンの前の8月15日号、それから12月15日はこれは歳末になりますが、こちらのほうにバイ防府の掲載をする予定でございます。

あわせて、商工会議所が毎月このような「幸せます」という広報紙を出しておりますので、これについても8月号、そして1月号のほうに掲載する予定にしております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 3番、牛見議員。

○3番（牛見 航君） ありがとうございます。

この12月で言えば、飲食店などの利用を促すものだったり、小売業者さんへの利用を促すようなものを文書として送付いただくということで、以前から行っていただいていた協力依頼文の配布でございます。前年度に比べて18件増やしていただきました。ほんとにありがとうございます。また、配布場所に関しましても、市広報は今までゼロ。掲載も未掲載だったようです。また、「幸せます」、その商工会議所の掲載に関しても、未掲載のところを2回ずつやっただいて、ほんとに感謝しております。

まず、知っていただくことが大事だと思います。この後さらに進めていかなければいけないのは、それを見た時に、市内業者がどこなのか。そういった受け皿を用意することにあると思います。形だけにならず、今後も実際に、ほんとに利用していただくために何ができるかということ、常に考えていただきながら、引き続き進めていただければうれしく思います。ありがとうございます。

続いての質問に入らせていただきます。先日、10月にオープンいたしました山頭火ふるさと館についてお尋ねします。現在の利用状況についてお聞かせください。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） ただいまの御質問にお答えいたします。

山頭火ふるさと館の現在の利用状況についての御質問でございますが、山頭火ふるさと館は、平成29年10月7日に開館し、約2カ月が経過したところでございます。

開館日からの3日間は、体育の日を含む三連休で観覧料を無料としたこともあり、合計

で2, 500人を超える方々に御利用いただきました。11月末時点の集計でございますが、合計で観覧者数総数で約5, 700人の方々に御利用いただいております、4日目以降の1日当たりの利用者数の平均は約70人となっております。

開館前の準備段階から、おもてなし観光課と連携いたしまして、JRの駅をはじめ、各所に掲示する観光ポスターの題材に、山頭火ふるさと館を採用することで、広く周知を図るほか、旅行事業者向けに観光素材を紹介する冊子へ掲載することで、旅行行程への組み込みを促進するなどの取り組みを行ってまいりました。

また、開館後は、公益財団法人防府市文化振興財団が指定管理者として管理・運営を行っておりますが、より多くの方に利用していただけるよう、先日の防府天満宮の御神幸祭の開催日には、通常では午後6時までの開館時間を午後8時までに延長するなどの取り組みを行ってきているところでございます。

山頭火ふるさと館は、開館したばかりでございますが、今後、さらに多くの利用者にお越しいただくための方策について、市と文化振興財団が連携しながら、ソフト・ハード両面で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 3番、牛見議員。

○3番（牛見 航君） ありがとうございます。

私も2度ほど利用させていただきました。この報告いただいております、この2カ月間で5, 690人ということです。当初の目標では、5万人の来館者数を目標とされていると思います。

オープン特需含めて、この2カ月というのはい多い。最初の3カ月、4カ月というのはい非常に多い来館者数が見込めると、通常であれば考えられると思います。今の現状をもってしても、ペースで言うと2万4, 000人のペースでございます。半分を切ってる現状。今後、5万人にするための計画を、改善策を教えてください。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 御質問にお答えいたします。

年間5万人という目標を達するための方策でございますが、山頭火ふるさと館の管理・運営は公益財団法人防府市文化振興財団が指定管理者として行っているところでございますが、より多くの市民の方々に御利用いただくため、まずは教育の場としての活用を促進するべく、小・中学校や高等学校に教育課程の一環として利用していただくよう積極的に働きかけるとともに、山頭火や自由律俳句をテーマとした講座の開設や、句を募集してコンクールを開催するなど、さまざまな企画を検討し、進めていく予定でございます。

市といたしましても、うめてらすから山頭火ふるさと館へスムーズに誘導できるように、案内看板を設置したほか、利用者の方々や近隣の商店街の方々からの「施設自体に施設名を見やすく表示することが必要ではないか」とか、「車でいらっしゃる方が見やすいような案内板が必要ではないか」などの御意見をいただいておりますので、このことにも対応するために、今、検討しているところでございます。

また、対外的なPRといたしましては、フェイスブックをはじめとしたSNSを活用したり、あと山頭火が行脚し、足跡を残した自治体にパンフレットなどをお送りして、本市の山頭火ふるさと館のPRをお願いするなどといった取り組みを今後していく予定でございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 3番、牛見議員。

○3番（牛見 航君） いろいろお伺いしたことがございます。

まず、聞き取りのときからも感じられることなんですが、人数のことに触れると、そこは文化振興財団がとか、おもてなし観光課とかいろんな話が出てきて、結局、当事者がいないような、自分は関係ないというような姿勢が随所に、私は感じられます。

これでは目標を達成しなくても当たり前じゃないかなというのが、率直な感想でございます。今現在、5万人、今のペースでいくと1日平均70人しか来てないわけですね。これ5万人目標にしようと思うと、1日170人来てもらわないといけない。プラス100人を集めるための努力があるかということです。

今のお話で、100人増える見込みがあるというお考えなんですか。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 御質問にお答えいたします。

今、開館いたしまして、県内外からの観光客に来ていただくことも必要だと思うんですが、呼び込む努力も必要だと思うんですが、それに加えて、さっき言いましたが教育の場をお願いすることや、特に講座・サークル、定期的に交流室を使っただいて、講座・サークルを定期的に開催していただくということも必要ではないかと思っております。

それが定期的に観覧者数ともつながりますんで、そういう努力も、力を入れてやっていく必要があるかと思っております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 3番、牛見議員。

○3番（牛見 航君） いただいた資料によりますと、観覧者数5,690人というふうに、この2カ月で、伺っております。

入館者数と観覧者数で、また開きがありますが、この差というのは何なんですか。ちょっと教えていただけますか。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 観覧者数と入館者数。観覧者数は——有料部分と無料部分がありまして、有料部分に入られた方が観覧者数と考えていただければと思います。

○議長（松村 学君） 3番、牛見議員。

○3番（牛見 航君） じゃあ、有料部分に入っている5,690人に対して、4,819人。73.2%がその中で観覧もされてるということですね。実際、これ、じゃあ、もともと計画を立てられる時に、この収益のことを考えた時には、観覧者数をもとに考えられてると思うんですが、5万人目標に対して、さらに下がってくるということですよ。

他団体との交流、交流支援というか連携、おもてなし観光課、文化振興財団、観光協会、そういったお話もありました。私、今回、開館日に、私どもの、以前からお話ししてます「もうもうTV」という、うちの番組で、句碑めぐりの旅ということで山頭火の句碑を回ってまいりました。

これが市役所のホームページからもダウンロードできるようになってますね。そこには、文化・スポーツ課が所管になってると思います。こちら、最初は歩いてたんですけど、北地区を歩くだけでも大分たくさんで、途中でレンタサイクルを利用させていただきました。

そこで——おもてなし観光課の所管だと思います、そちらでレンタサイクルをお借りして、その句碑を回ってたんですけど、連携が取れてないなというところが随所に見られます。

せっかく用意していただいているツールがあるにもかかわらず、それが活用されていないこと。やはり、それがどこか、うちの課じゃない、どうじゃない、管轄じゃないというような縦割りの行政の、今、弱点が見えてるんじゃないかなと思います。

実際にレンタサイクルに行って、文化・スポーツ課が持っている——観光協会がつくられたのかもしれませんが、その句碑マップを持って行ったんですけど、句碑マップ自体も、もう間違ってるんですね。ある所がない。句碑が、そのマップに書いてある句碑と、実際にある句碑の内容が違うとか。あるべき所に、もうそれは、もう壊しましたよとか。もうとっくにありませんよという声を、全部で3カ所ぐらい聞いております。

実際、この山頭火ふるさと館ができるときに、それを担当の課や職員さんは確認してないということなんですかね。今回、いろいろお話しさせていただこうと思いましたが、余りにずさんな計画じゃないかと思います。

そもそも目標自体もぬる過ぎる、ゆる過ぎる。また、それに対して連携も取れてないというのが、私は実情だと思います。

ちなみにお伺いしますが、計画の中でもあります、取扱商品、山頭火の中で売り上げを期待されてる商品について、売上状況聞かしてくださいとお話ししておりますが、そちらについても現状の数字をお聞かせいただけますか。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 山頭火ふるさと館のミュージアムショップで販売しております売り上げについて御答弁いたします。

10月7日から10月31日の10月の間では53万7,916円の売り上げがございました。11月に入って、11月いっぱいですが29万9,704円。10月、11月を合わせまして83万7,620円の売り上げとなっております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 3番、牛見議員。

○3番（牛見 航君） ありがとうございます。

山頭火の計画書には、来場者数全員が300円の売り上げ、物販を購入されて帰るという計画で、もう計画書がつくられてるんですね。これに当てはめると、来館者数5,690人に対して、170万7,000円の売り上げがあるはずですよ。

先ほどおっしゃられた有料部分に置きかえたとしても、144万5,700円。実際の数字とは大きくかけ離れてると思います。この計画書を見させていただきましたけど、随分、そういったところがあります。

そもそも5万人目標の根拠ですが、うめてらすを訪れる県外客約18万人のうち、仮に6人に1人が山頭火ふるさと館に足を運ぶとすれば、年間3万人となり、類似施設からの参考推計を加えると、年間約5万人の集客が予想されるとあります。

この類似施設というのはいろんな似たところをみると、2万人の推計ということで察しはつくんですが、仮に6人に1人って何なんですか、これ。これは小学生でもおかしいなと気づくと思うんですが、この根拠を教えてください。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） この計画をつくった段階で、6人に1人という根拠ということでございますが、うめてらすのほうに県外の方が、今、言われるように年間、当時18万人行かれてまして、そのうちの6人に1人が足を運んだとしまして3万人と。

他の文化人の顕彰館の入館者数の実績が年間約2万人ということで、合わせて5万人ということで目標を立てております。6人に1人という明確な根拠はございません。ある程

度高い目標を立てた計画だと思っております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 3番、牛見議員。

○3番（牛見 航君） 多分、皆さんおかしいなと思ったと思うんですけど、これ仮に3人に1人でもよかったですよね。仮に2人に1人でもよかったですよね。10人に1人でもいいんですよ。これ計画なんですか。どうなんですか、これ。

こんだけ頭いい人たちがそろってこんな計画出すんですか、これ。これ民間で5億円の建物を建てようと思って、銀行に融資借りに行こうとして、こんな計画書を出したら、鼻で笑われますよ、ほんと。帰れと、銀行さんでも言いますよ。

そもそも5万人来る計画の時点で、もう1,230万円、毎年赤字が出る計画なんですよ。これで人数が減ってる、今、半分減ってる状態で、まだそんなぬるいこと言うんですか、これ。イベントやって行けます、予定です。そんなぬるいんですか。おかしいですよ、これ。何ですか、仮に6人に1人って。

すごい経済波及効果とかもいろいろ書いてありますけど、ダブるところがたくさんありまして、全部を挙げれば切りがないですけど、計画自体に大きな、私はミスがあったんじゃないかなと思います。

実際、こういった計画案がうまくいかなかったとき、この責任とかというのは、実際誰がとるんですかね。どのようにお考えでしょうか。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 今の6人に1人というんで、明確な根拠はないと言いましたが、確かに明確な根拠というのは、はっきりしたものはないんですが、私どもといたしましては、あそこの立地のよさから、通常の文化人の偉人館の他市の入館実績から2万人というのが、ある程度数字は平均的なものがあるんですが、それに加え立地のよさということで、6人に1人という言い方はしておりますが、あそこに多く来られる観光客の方を1人でも多くこちらに誘導したいという思いで、3万人という高い目標を設定させていただいて、合わせて5万人という格好にさせていただいております。

今、議員、言われるように、目標の根拠が明確でないと言われるのは確かでございます。ただ、私どもといたしましては、ある程度高い目標を立てて努力して行って、市も財団でもございますが、来ていただけるようにいろいろ努力してまいりたいと思っております。

る連携が取れてないということも指摘いただいておりますので、早速その辺の連携については、庁内でミーティング等を開きまして、調整してまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（松村 学君） 副市長。

○副市長（村田 太君） 今、途中段階ですけど、そういう数値で、御指摘そのとおりでと思います。しっかりやっていかなきゃいけないと思います。

ただ、今、聞いてますと、近隣の文化施設ということであれば2万人という部分については、その全部文化施設として来てるかどうかわかりませんが、2万人という目標においては、ある程度、今の数値でも目標はいくと。後は、うめてらすからの誘導ということが課題ではないかと思っています。だから、今後はうめてらすから着実にあちらに回すような知恵とか、そういうものもしっかり出しながら、始まって3カ月ですかね。だから、1年に向けて責任といいますか、しっかり責任をもって努力していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松村 学君） 3番、牛見議員。

○3番（牛見 航君） 濟いません。失礼なと言いますが、目標2万人ってどこにも書いちゃないですよ。5万人ですよ。誰が2万人って言ったんですか、これ。言ってませんね。書いちゃないですよ。

市民の皆さんが、市役所、行政に対してどこに不信感があるかっていうのはこういうことだと思います。箱物について、いまだに批判があるのは、こういうことだと思います。何もつくるなど言ってるわけじゃありません。

ただ、冷静に考えて、みんな汗水垂らして仕事してる中で、5億円使ったとして、借りたとして、それを返さなきゃいけないわけですよ、そもそも。それは自分たちの税金から払われてるわけですよ。

そもそも5億円、建設費がなかったことになってる上に、年間1,230万円赤字の建物ができている。それに対して、目標が5万人から2万人に下がったり、何なりするわけですよ。これじゃあなかなか信用してもらえませんよ。

○議長（松村 学君） 副市長。

○副市長（村田 太君） 私の説明が悪かったかもしれません。目標は5万人です。5万人で、その内訳が積算上出てないですけどね。2万人と3万人という計算なようございませぬ。

ということで、3万人のうめてらすからのそっちに回していくという回遊性ですか、これはひとつ、もう一ひねりできると思いますので、その辺をしっかりと連携できるような取り組みというか、これから、また全庁的に検討もしまして、目標に向かって責任が取れるように進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 3番、牛見議員。

○3番（牛見 航君） 何も、突拍子もないことやれとかそういうわけじゃなくて、今ある仕組み、組織、そういったものを活用すれば、まだまだ伸ばせるところがあると思うんです。それが横のつながりだったりすると思うんですけど、そういった組織、ミーティングが行われるとおっしゃいましたけども、ほんとに定期的に何がいいか、何が悪いかわ、P D C Aサイクルしっかり回していただいて、観光協会、おもてなし観光課、文化振興財団、そういったところとしっかりとタグを組んで、一つの目標に向かってやっていただきたいと思います。

レンタサイクルに行って、せっかく自転車使うのに、じゃあ何で句碑めぐりのことを案内してくれないのか、そもそも。せっかくいいツールがあるのであれば、そういったところを先にポスターを張って満足されてるんですよ。そこから、ポスター張って、それを利用して使ってもらうまでがほんとにやらなきゃいけないことなんで。全部、こうやりっ放しで終わってる印象があります。実際、使ってもらわないとほんとに意味がないので、しっかりと協議を進めていただければと思います。

実際、この人数、どんどん目標に対して下がってくると思います、このままでは。そんなときには大幅な業務変換というの也要えなければいけないと思います。このまま山頭火ふるさと館として何年も継続してやっていくのか。新たな、例えば市民の皆さんの間でも、話がちょこちょこ聞こえてきますが、美術館としての検討があるのか。そういったことは、今後、どのような展望を持ってらっしゃるのかお聞かせください。

○議長（松村 学君） 副市長。

○副市長（村田 太君） 今の御質問、お答えしますが、まずはふるさと館ということで、3カ月たったばかりでございますので、これのしっかり目標を達成できるように、先ほどの5万人ですね。このふるさと館としての生かすということに、まず取り組んでいきたいと思います。

今、いろんな展望と言われましたが、それは、今、ございません。

○議長（松村 学君） 3番、牛見議員。

○3番（牛見 航君） ありがとうございます。

先ほど副市長からも責任を持ってお言葉いただきましたので、そこを信じて、見守っていききたいと思います。

私どもも、ただ文句言うだけじゃなくて、ほんとに5万人来てもらえればいいわけですから、しっかりと連携をして、私たちもできることをやらしていただきたいと思っております。

で、どうかよろしくお願ひします。

ちなみに、例えば私は動画番組でやっておりますが、山頭火の格好をして歩いてるだけなんですけど、すごい多くの方に声をかけていただきました。もし暇で、山頭火ふるさと館、やることないんやったら、山頭火の格好をして歩いてもらうだけでも、十分周知活動になると思います。チラシ持って、外歩いてこいと。それぐらいのお給料いただいといますんで、そういった活動も真摯に受けとめて、活動いただければと思います。

最後、要望しまして終わりにします。ありがとうございました。

○議長（松村 学君） 以上で、3番、牛見議員の質問を終わります。

○議長（松村 学君） 次は、20番、高砂議員。

〔20番 高砂 朋子君 登壇〕

○20番（高砂 朋子君） おはようございます。「公明党」の高砂でございます。それでは、通告に従いまして、3点質問をさせていただきます。どうかよろしくお願ひをいたします。

まず、1項目めでございます。今後の公民館のあり方についてお尋ねをいたします。

私は、平成26年3月一般質問で、社会教育の場「公民館」から、地域づくりの場「地域交流センター」への移行が必要ではないかと取り上げました。将来的には、多機能化が必要だと考えており、そのための環境整備について研究してまいりたいとの答弁でした。

平成28年3月に策定された防府市公共施設再編計画において、公民館の課題として上げられたのは、稼働率の低さと老朽化でした。示された公共施設マネジメントの推進のための取り組みには、市民ニーズや地域の状況に対応した公共サービスの適正化や施設の統廃合、複合化による総量の規制、施設の利用促進、民間活力の活用方策の積極的な導入等が上げられています。

この方針のもと、地域の核となる公民館についても、小・中学校の改築に合わせた複合化の検討や施設管理のあり方にも触れておられます。今後、公共施設再編計画の中で、公民館については具体的にはどのように展開されていかれるお考えなのか、お尋ねをいたします。

少子高齢化と人口減少は、今後迎える深刻な現実です。その中で、持続可能な公民館の形は現状のままでよいのかと訴えたいところでございます。滋賀県長浜市が公表した公民館のこれからの生かし方についてという提言には、1、地域づくり拠点となること、2、市民にとって交流の場や居場所となること、3、学習や体験の拠点となることを上げておられます。地域の現状を踏まえ、地域交流センターとして多様な利用を可能にして、多く

の方により使いやすく、より機能的に再編していくことが重要ではないでしょうか。

また、市は、今後の少子高齢化、人口減少を見据え、持続可能なまちづくりを計画的に進めるために、平成30年を改定年次とし、20年後の目標年次とする都市計画マスタープランを策定中です。

その中で、地域核について、各地域に応じた生活利便性を有するまちづくりの展開に向けて、日常生活、交流、交通等の拠点として位置づける、持続的なコミュニティに寄与するまちづくりを展開するとしています。都市計画からの観点で策定されるものですが、この地域核の中心拠点となる場所が必要ではないでしょうか。

次に、地域の防災拠点としての機能について伺います。

新築された向島公民館の設計コンセプトには、公民館活動だけでなく、災害時等においては、安心・安全な避難場所として利用できるように計画したとあります。向島地区は、近年、沿岸域に高潮被害を受けておられます。具体的に向島公民館の機能を教えてください。

また、計画されている小野公民館の特徴もお願いをいたします。

また、最後に、今後の公民館の建築計画をお願いをいたします。

以上、よろしくをお願いをいたします。

○議長（松村 学君） 20番、高砂議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、今後のまちづくりの中で地域核をつくっていくためには、地域交流センターへの移行が必要ではとのお尋ねでございましたが、本市の公民館につきましては、地域の住民のために生活に即する教育や、学術及び文化に関する事業を行う社会教育施設であり、学びを通して、地域とつながる拠点としての役割を担う施設となっております。

また、地域交流センターにつきましては、他市の例を参考にして申し上げますと、社会教育施設の機能のみならず、市民活動などによる地域づくりの事業を含めた地域の拠点としての役割を担う施設となっております。

議員御指摘の総合的なまちづくりの観点から、公民館をより多様な利用を可能とした地域交流センターへ移行することにつきましては、地域の活性化を図る上で重要な観点であると認識しております。しかしながら、公民館での社会教育施設としての役割も重要であるという御意見もいただいているところでございますので、慎重に対応する必要があると考えております。

このような状況の中、今後、公民館等を整備する場合には、公共施設マネジメントの視

点を持ちながら、地域の皆様から御意見、御要望をいただいた上で、地域にふさわしい拠点施設となるよう公民館のあり方を検討してまいりたいと存じます。

次に、地域の防災拠点としての機能についてのお尋ねでございますが、まずは新築された向島公民館について申し述べます。

向島公民館につきましては、防災拠点として機能できるよう、旧公民館より地盤を約2メートルかさ上げして、想定される高潮被害に備えた場所に建設しておりまして、災害時に必要な資材等の保管室として防災資材室を設置するとともに、避難者の状況に応じて大会議室や学習室をパーティションで2つに仕切り使用できるようになっております。

また、避難生活を考慮して、シャワー室を備えておりまして、万一停電になった場合でも最低限の電力を確保できるよう太陽光発電機及び蓄電池のほか、ハイブリッド街灯を設置するなど、防災拠点としての機能を有しております。

次に、計画中の小野公民館ではどのような防災機能があるかのお尋ねでしたが、現在、小野公民館の建て替えにつきまして地域住民の方と協議中でございますが、シャワー室と敷地内への防災倉庫の設置については、必要な機能として整備する予定でございます。

なお、建て替えに当たっては、防府市公共施設再編計画の趣旨に沿って、急傾斜地土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンに立地している小野老人憩の家と公民館との複合化を図ることとしております。

最後に、今後の建築計画についてのお尋ねでしたが、本市では過去、台風や大雨により幾度となく浸水被害や土砂災害に見舞われてまいりました。公民館は避難所などの防災拠点としての機能も求められておりますが、向島、小野、牟礼地区の公民館については立地場所が低地——低い位置にあることなどから、これまでも浸水被害などを経験してまいりました。このため、私は、これらの地区の公民館については、防災上の適地に建て替えをする必要があると判断し、この3地区の公民館を優先的に建て替えることとし、順次取り組んでいるところでございます。

こうした中で、さきに述べましたとおり、向島公民館の建て替えを終え、現在、小野公民館の平成32年度完成に向けて、地域住民の方と協議を重ねているところでございます。次に予定しております牟礼公民館につきましても、これから地域の方との協議に入りたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 20番、高砂議員。

○20番（高砂 朋子君） ありがとうございます。皆様御存じのとおり、人口はどん

どん減少していき、高齢化はさらに加速をいたします。その中で、地域核の充実を図っていくということで、そういった方針のもとで、公共施設の再編、また更新計画の中で公民館のあり方を検討していく時期が来ているのではないかと強く思っているところでございます。

再質問をさせていただきます。

高齢者の諸課題解決のための個別会議等の実施はということなんですけれども、以前、公民館では利用しにくい地域での介護の相談や個別の会議をどうするのかという問題提起をいたしました。老人憩の家を利用できるようにするということでもございましたけれども、それも地域によっては可能なことかもしれませんけれども、私自身はあくまでも公民館で行うほうが自然なのではないかというふうにも思っております。そういった意味で提案をさせていただきました。その点、その後の御検討、また実施状況等はいかがでしょうか。

○議長（松村 学君） 教育部長。

○教育部長（原田みゆき君） 御質問にお答えいたします。

議員のほうから御指摘を受けました地域ケア会議の件につきましては、その後、見直しの検討を行った結果、平成27年3月からは、各地域包括支援センターが実施される地域ケア会議につきましては、無料で御利用できるようになっております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 20番、高砂議員。

○20番（高砂 朋子君） やはり地域における諸課題に対応できる公民館であっていただきたいなということを強く思っております。

それから、2点目なんですけれども、公民館の利用割合のことがちょっと気になっております。公民館利用者の方々が趣味やレクリエーション、生涯学習ということで、有意義に利用されることは大変私も喜ばしいことだろうと、そこは重要視していかないといけないということは感じております。

ただ、先ほど御紹介したような、いろいろな福祉や介護の問題も、地域にはたくさんございます。

加えて、健康であったり、防災であったり、子育てであったり、そういったことも諸課題としてあるわけなんですけれども、そういった方たちが利用するということも大変重要でございます。そういった方たちの思いも含めて、公民館の利用割合というのはどのようになっているか、その辺を御紹介していただけますでしょうか。

○議長（松村 学君） 教育部長。

○教育部長（原田みゆき君） 御質問にお答えいたします。

平成28年度になります。平成28年度の各公民館の利用の状況についてでございます。

まず、生涯学習関係といたしまして、公民館事業であります家庭教育学級、女性学級、高齢者教室の開催、市民教養講座やサークルのほか、文化協会等の団体での御利用が全体の約48.2%となっております。

主なものを御紹介いたしますと、子育て中の方を対象とした家庭教育学級では、親子の料理教室や三世代のものづくり、女性学級では、健康料理や健康増進のための講座、そして高齢者教室につきましては、交通安全や認知症、それから介護予防などの講座、このような形の内容のものを開催しております。

それから、市民教養講座につきましては、パソコン教室、男性の料理教室、健康体操や茶道、華道、またサークルにつきましては、囲碁や詩吟などの御利用がございます。また、それ以外の51.8%につきましては、自治会や社会福祉協議会、そして民生委員・児童委員協議会、そして子ども会、PTAや老人クラブのほか、多くの地域活動団体の御利用があります。

また、市が公民館で行っております事業で申し上げますと、子育てサロン、がん検診のほか、出前講座なども行っており、地域によっては高齢者外出支援事業での介護予防教室などがございます。また、選挙の投票所として、そして議会の報告会の会場ともなっております。割合につきましては、このような状況となっております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 20番、高砂議員。

○20番（高砂 朋子君） 御説明をいただきました。生涯学習関係が48.2%、その他地域の活動のような関係が51.8%ということでございました。

全国的には、この生涯学習の利用のほうが大変多くて、地域の問題解決のためには、なかなか使いづらいという現象があるように、いろいろ調べてみましたら、数字的にも上がっておりました。

防府市においては、地域の活動関係が若干ではありますが、多いようで、地域に根差した公民館になっているように、今の数値を聞いて思ったわけでございます。やはりそれがニーズだろうというふうに思いました。

先ほど市長より御答弁がありました中に、今後の公民館の建築の御答弁もあったわけですが、しっかりこの地域の方の要望を、しっかり踏まえて建設のコンセプトを、しっかり皆様の要望を踏まえたコンセプトで、しっかり建築計画に当たっていただきたいということをお願いをしておきたいと思っております。やはり誰もが簡単に、また気楽に利用がで

きるフリースペースのようなものをつくっていくことも一つの手ではないかというふうに常々思っているところでございます。

一昨日の全協で第8次の高齢者保健福祉計画（案）が示されましたが、その中に「地域共生社会の実現に向けた取組の推進」が上げられていました。地域でコミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、地域包括ケアシステムだけでは解決できなかった複数分野の課題解決を行うとのことでした。

向島地区で今実施されています幸せます健康くらぶ事業の成功例は、厚労省推奨モデルとして全国で紹介されているということをお聞きいたしました。この事業の拠点となっているのは、いろいろ制約はあるようではございますけれども、やはり公民館でございます。全国模範の事業でございますので、公民館がこれから担う役割も、さらに重要になってくるのではというふうに思っております。

最後にお聞きをいたします。

きょうのテーマでは、所管は教育部となっております。先ほどから申し上げておりますように、防災機能の充実という点からは総務部、都市計画という点では土木都市建設部、また健康や介護の充実は健康福祉部の所管になります。

いずれにしても、今後、公民館を中心に地域核をつくっていくということが本当に重要になってくるわけではございますけれども、全庁的に公民館のあり方を協議していかなくてはならないのではないか、そういうふうに強く思っているところでございます。

総合的な地域づくりとなれば、総合政策にお聞きしたほうがいいのかもわかりませんが、こういった公民館のあり方をしっかり検討していかなくてはならない時期が来ている、また今後の公民館をしっかりと皆様に喜んでいただける公民館にしていただくための協議を始めていただきたい、そういった思いがあるわけではございますけれども、いかがでしょうか。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 全庁的に考えていくべきではないかという御質問でございますが、議員御指摘のとおり、公民館を利用される目的は、近年、特に講座・サークルとか、地域コミュニティに加えて、防災、介護、子育てに関するなど、多様化してきております。このような状況の中で、多様な利用を可能にして、多くの方が使いやすいような公民館に変えていく、これも一つの方法だと考えております。

しかしながら、長年、社会教育施設として、地域で定着して、継続しておられることも事実でございます。今後、公民館の整備を進める際は、地域の皆様の御意見、御要望を参考にして、地域にふさわしい拠点施設となるよう、公民館のあり方を全庁的に検討することが大切だと考えております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 20番、高砂議員。

○20番（高砂 朋子君） ネーミングについては、地域交流センターというのは、アスピラートのこともございますので、その名前にこだわっているわけではございませんけれども、コミュニティセンターでもよろしいんですけれども、気楽に誰もが立ち寄れる地域核の拠点の構築が必要ではないかというふうにも思っております。

そういった意味では、多様な利用を可能にして、多くの方に、より使いやすい、またより機能的に再編していくこと、それを全庁的に協議をしていっていただきたいことをいま一度訴えさせていただいて、この項の質問は終わりたいと思います。どうかよろしくお願いをいたします。

それでは、2項目めでございます。公共的なトイレ環境向上のための取り組みについてお尋ねをいたします。

2015年、国連は、2030年に向けた持続可能な開発目標（SDGs）を決定し、既に各国での取り組みが始まり、企業や団体も目標達成のために動き始めています。17項目の目標の中に、トイレ設置のことも含まれております。トイレの観念さえない国もまだまだある中、日本国内においては環境整備が進められている状況ではありますけれども、十分ではございません。次世代にどのようなトイレ環境を受け渡していくか、今、私たちにできることは何か、このような思いから、私自身、トイレ、トイレと、これからも叫んでいきたいと思っている所存でございます。

大分県は、「おんせん県」として、観光地のトイレをきれいにし、おもてなしの向上を目的として、おもてなしトイレの事業を実施されています。明るいこと、悪臭がしないこと、清掃体制が整っていることが条件で、改修事業とあわせて認証制度をとっておられます。

ホームページには、地域ごとに認証トイレの場所が示されています。オストメイト対応、車椅子対応、洋式、温水洗浄便座、乳幼児ベッドや椅子の情報までわかるようになっており、認定条件よりはるかにすばらしいトイレが写真つきでアップされています。

本年2月に大分市のロケーションオフィス事業について、会派で視察をしてまいりました。職員の御案内で、ロケーションとなった施設とあわせて、平成27年に開催されたトイレを舞台にした芸術祭「おおいたトイレナーレ」出品のトイレなど、話題のトイレを見て回りました。

「おおいたトイレナーレ」は、日本トイレ大賞の地方創生担当大臣賞を受賞、本年4月には大分駅前広場に、にぎわいと憩いの創出のために新しいトイレを設置、おしゃれ

な5つの建物で構成されていて、男女のトイレのほかにエアコン付きの授乳室や県内初となる盲導犬用のトイレがあるとのことでございます。機会をつくり、ぜひ見に行きたいトイレの一つでございます。

これまで公共施設の多目的トイレ設置や小・中学校のトイレ洋式化、防災トイレの設置等を訴えてまいりましたが、大分県や大分市の取り組みを知り、トイレのことでここまでするんだと衝撃的でした。また、強いおもてなしの心を感じて帰ってきたわけでございます。

そこで、お尋ねをいたします。

公共的なトイレ環境向上のために、誰もが気軽に気持ちよく使えるトイレを「おもてなし・幸せますトイレ」として広く周知を図ってはいかでしょうか。平成28年度は観光施設等のトイレ維持管理、児童遊園や公園のトイレの水洗化工事、野島漁港トイレ新築工事が実施されました。平成29年度の当初の予算においては、トイレの水洗化工事のほか、JR富海駅のトイレの更新経費、英雲荘花月楼北側トイレの実施設計委託料が計上されています。また、本12月議会におきましても、富海海水浴場のトイレ改修の補正予算も計上されています。

限られた予算の中で、トイレの維持管理や改修の経費が計上されていることは、市民の皆様にとっても、防府市を訪れてくださる方にとっても、大変重要なことであり、さらに公共的なトイレ環境向上のために計画的に拡充されることを強く望みたいと思います。おもてなしの心あふれるトイレ環境整備と、その発信をお願いしたいと思っております。御所見、そして今後の取り組みについて伺います。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長（神田 博昭君） 御質問にお答えいたします。

来訪者へのおもてなしの取り組みといたしましては、快適な滞在環境を提供するため、使いやすさなどのトイレ環境を向上させ、充実を図ることは、本市のイメージアップを大きく左右する大変重要なことであると認識しているところでもございます。

また、トイレ等の整備につきましては、これまでも数多くの御意見、御要望をいただいております。観光客の利便性向上のため、案内看板の設置や駐車場の整備に加え、先ほど議員からも御紹介がございましたが、本年3月には桜本児童遊園公衆トイレを供用開始するなど、多目的トイレの設置を含むトイレの新設や既存トイレの水洗化に計画的に取り組んできたところでもございます。

さて、1点目の公共的なトイレ環境向上のために、誰もが気軽に気持ちよく使えるトイレを仮称ということでおっしゃいましたが、「おもてなし・幸せますトイレ」として広く

周知を図ってはどうかとお尋ねでございましたが、まずは本市の取り組みの御紹介として、市内の観光地に加え、トイレの場所や車椅子対応トイレの場所、駐車場、宿泊施設、ガソリンスタンドなどを地図情報として掲載した防府観光早わかりMAPを観光案内所や防府市まちの駅「うめてらす」をはじめ、市内各所で配布をしております。この観光早わかりMAPは観光や休憩など、本市での滞在を楽しんでいただける大変便利なツールとして活用していただいているところでもございます。

また、こうした取り組みに加え、本市では新たに休憩場所の提供や観光案内などをしていただける店舗等を防府市幸せますステーションとして認定し、市内一円に拡充を図っておるところでございます。これら認定された店舗では、来訪者はもとより、市民の方に対しても、おもてなしとして可能な限り、誰でもトイレが利用できるよう協力をいただいているところでもございます。

今後もトイレの場所やトイレ設備につきましては、外国人も含め、来訪者にわかりやすく、周知及び情報提供が行える防府市幸せますステーションの拡充を進めるとともに、他市の事例、先ほどの大分市の事例も参考にしながら、まちぐるみでおもてなしができるよう取り組んでまいりたいと思っております。

次に、2点目のさらなるトイレ環境向上のための、今後の取り組みについてのお尋ねでございますが、これも先ほど御紹介があったとおり、本年、富海海水浴場周辺の下水道整備が進んだことにより、富海海水浴場に設置しておりますトイレを、多目的トイレを含む水洗式トイレとして、来年の海水浴シーズン、海開きが7月1日なので、それを目途にしております。供用開始できるよう本議会において、工事費用に係る補正予算案を計上したところでもございます。

今後とも、さきに御紹介しました民間ベースの防府市幸せますステーションの拡充のほか、公園等の公衆用トイレの更新や水洗化などを計画的に進めるとともに、既存公共トイレの適切な維持管理を行うことで、市民の方、来訪者の方が気持ちよく使っていただけるトイレ環境の向上に努めてまいる所存でございます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 20番、高砂議員。

○20番（高砂 朋子君） 大分県、また大分市の取り組みを御紹介させていただきました。聞き取りのときに観光のほうの課長さんと、この4月にできた新しいトイレと一緒にインターネット上で探しまして、見ましたけれども、すばらしいトイレですねというふうに課長もおっしゃってございました。最近のはやりの言葉で、「インスタ映え」という言葉がありますけれども、あそこの前で写真を撮りたくなるようなトイレでございます。やは

りトイレに関する思いの強さ、おトイレに関しての文化の高さ、そういったものを大分市に伺って、また最近の取り組みを伺って思っているところでございます。

防府市におきましても、幸せますステーションの拡充の取り組みを進めておられることの御紹介をしていただきました。これからも認定の店舗がさらに増えますように、よろしくをお願いをしたいと思います。

ただ、私が申し上げたいのは、加えてということでございます。加えて、公共的なトイレに、しっかりおもてなしの心をプラスして整備し、管理し、そしてそれを発信していただきたいという思いで、あえて今回もこういった提案をさせていただいたところでございます。

発信といたしましては防府観光早わかりMAP、先ほど部長は3回ぐらい、間違えられたわけじゃないですね。ちょっと言いにくかったということでしょうかね。そういった防府観光早わかりMAPをつくっていらっしゃるのことでございます。市のホームページで、トイレと検索しても、このマップにはなかなかたどり着けません。

課長に説明していただいたんですけれども、最短で、ここをクリックして、ここをクリックして、ここをクリックしたら、この地図が出るはずですよという御説明でございました。大分県の場合は、「大分県おもてなしトイレ」と入れたら、ぱっと出るわけですね。1回の検索で出ると、そういった違いがあるように感じております。細かく御指摘をするようで本当に申しわけないんですけれども、もう一つ、トイレマップと検索した場合は、県のやまぐちおでかけマップのリンクが張ってあると、そこにたどり着きます。そこをクリックして、おでかけマップを、詳細を探すというふうになっているわけですね。これもなかなか情報が取り出しにくいということでございます。

何を申し上げたいかわかるかと思うんですけれども、そこでお尋ねをいたします。福祉サイドからのトイレ情報も、もちろん大事であります。また、観光サイドからのトイレ情報も、もちろん大事でございます。それを一元化して、防府市トイレと検索しただけでも、さっと重要な情報が取り出せるようにできないものか、そのように単純に思っているわけでございます。その点はいかがでしょうか。

○議長（松村 学君） 産業振興部長。

○産業振興部長（神田 博昭君） 私のほうから、その辺についてもお答えをさせていただきます。

議員からまず御紹介があった、そのマップまでたどり着けないということを私も経験をさせていただきました。それと、もう一つ、バリアフリー対応のトイレのインターネット情報提供についても、これも県のほうからアクセスして、大変苦労したということも経験

して答弁させていただきます。

まずは、山口県ホームページには、「やまぐち安心おでかけ福祉マップ」として、県内市町のトイレ施設のバリアフリーの対応状況を紹介しているページはございました。市もホームページにはリンクしておりますが、なかなかこれも難しいという状況も実感しております。

しかしながら、必要な情報や複数のウェブサイトに掲載されており、一覧性に欠けることや設備の紹介が、先ほどの大分の事例もそうですが、画像で紹介されていないというものもありまして、不便な点を感じております。

また、先ほどのトイレでいきますと、山口県観光連盟が運営する観光情報ウェブサイト「おいでませ山口」におきましても、この観光トイレについてのバリアフリーの情報は掲載しております。

議員の御要望も踏まえまして、今、産業振興部は、観光協会と一元のウェブサイトを運営しております。本年9月から開設しております防府市観光情報ポータルサイト「たびたびほうふ」におきまして、観光地を紹介する情報にあわせまして、先ほど御指摘ありました障害者トイレ、多目的トイレの掲載についても、健康福祉部とも十分協議いたしまして、車椅子トイレ等の障害者対応のほうのトイレも含め掲載し、すぐたどり着ける、そのような形で展開したいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 20番、高砂議員。

○20番（高砂 朋子君） いろいろな御指摘を申し上げておきましたけれども、今後の御検討をぜひよろしく願いをいたします。恐らく取り出しやすくなることで、お出かけをしようと決めてくださる方も増えるわけです。

私にも障害者のお友達が何人かおります。お出かけを一緒にするときは、紙パンツを持っていくんだ、またはいていくんだというふうに言っております。男性の方にはなかなかわかりにくいこともあるかもわかりませんが、お出かけするときが一番気になるのがトイレの問題なんですね。

それで、楽しみにしていたお出かけが台なしになると、そういったこともあるわけです。そういったときに、最近は皆さん携帯、またスマホを持っていらっしゃるけれども、簡単にトイレの情報が取り出せることが私たち、私たちという言い方はおかしいかもしれませんが、市にとっても、私たち議員にとっても、そういったことにしっかり取り組んでいくことは、必要最低限度の重要なことではないかというふうに思っているところでございます。

そういった意味で、トイレ、トイレと、これからも叫んでいきたいというふうに、先ほど申し上げたわけでございます。おもてなしの心あふれるトイレ環境の整備、維持管理を何としてもお願いをしたいと思っております。どうかよろしくおんをいたします。

以上で、この項は終わります。

3項目めでございます。徴収業務についてお尋ねをいたします。

単身化、高齢化も進み、さまざまな社会的変化の中で納付しようとしている方への納付機会の拡大、滞納者に対しての自主的納付の呼びかけがさらに重要になってきました。全国的に市町村における職員数の減少から、徴収業務の効率化は重要な課題となっております。

このような状況から、市においては、平成22年1月より市税等コールセンターを開設し、業務はプライバシーマーク付与民間事業者へ委託、コンビニ収納も推進され、市税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、軽自動車税の納付サービスを実施しています。

平成28年度の決算において、市税の収入未済額は現年度分約1億3,200万円、滞納繰越分3億8,800万円、収入未済額の計は5億2,000万円、前年度より約1億円縮減とはなっておりますけれども、かなり大きな金額であることには間違いありません。今後、滞納繰越分の削減に向けて、またさらなる行政サービスの拡大に向けて、さらなるお取り組みが必要ではと思うところでございます。

そこでお尋ねをいたします。

1点目、市税等コールセンター管理業務について伺います。

市税等初期滞納者に対して、電話での自主的納付の呼びかけや支払い案内をすることが業務ですが、これまでの実績、効果はいかがでしょうか。さまざまな苦勞もあると思っておりますが、今後の課題をどのように捉えていらっしゃるか、お聞かせください。

決算審議の際、連絡先がスムーズに把握できているのかを尋ねたところ、連絡がつかないところが結構あるとのことでした。納付手続や口座振替申し込み時に携帯電話の記入欄を設けるなど、連絡先把握の工夫が必要ではないでしょうか。個人情報取り扱いについても、十分な配慮がなされていると思っておりますけれども、その点についてもお聞かせをください。

2点目、納付がない場合の対応について伺います。

差し押さえの実態をお聞かせください。

滞納者の背景には、さまざまな生活上の理由があると思われます。納付へのサポートとして各課・関係機関との連携が必要ではないでしょうか、現状をお聞かせいただければと

思います。

以上です。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） 御質問にお答えいたします。

本市においては、平成22年1月にコールセンターを開設いたしておりますが、これは平成17年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3カ年計画」において、地方税の徴収の民間開放推進が盛り込まれ、滞納者に対する電話による自主的納付の呼びかけ業務の民間委託が可能になったことによるものでございます。

1点目の市税等コールセンター管理運營業務の効果と今後の課題についてのお尋ねでございますが、コールセンターは市税や国民健康保険料等の納付期限を2カ月経過しても納付が確認できない初期滞納者を対象に、電話での自主納付の呼びかけを行っております。

これまでの実績でございますが、納付の呼びかけを行った滞納者数で申し上げますと、平成28年度は1万2,482名となっており、過去3年間の平均では年間約1万2,800名の滞納者に対し、納付の呼びかけを行っております。

次に、効果でございますが、市税等コールセンター開設前の平成20年度の現年度分市税の収納率が98.02%であったのに対し、平成28年度においては99.23%に改善し、国民健康保険料においては、平成20年度が89.88%であったものが平成28年度においては94.83%へと改善されており、いずれにおいても初期滞納者の減少が見てとれるところでございます。

今後の課題についてでございますが、近年のうそ電話詐欺事件などに見られるような社会環境の変化を受けて、ナンバーディスプレイ付き電話機が普及し、知らない番号からの電話には出ないといった方々、電話帳に電話番号を掲載されない方々の増加などにより、電話番号の把握や電話による滞納者との接触が年々困難になっていることなどがございます。

これらの課題に対処するためにも、議員御提案のとおり、市税等の口座振替の申し込みをいただく際には、申請書に携帯番号の記載をお願いするなど、連絡先の把握に努めてまいりたいと考えております。また、コールセンターは、特に慎重に保護する必要がある納税者に関する情報を取り扱うことから、個人情報の厳正な管理が求められるところでございます。

このようなことから、委託業者選定に当たっては、個人情報を適切に取り扱う体制を整えた事業者に付与されるプライバシーマークまたはISMS（インフォメーションセキュリティマネジメントシステム）を有する業者に限定し、受託業者には電話オペレーターに

対し、個人情報の取り扱いについての研修を実施し、業務の内容を十分に理解させることを義務づけておりますが、引き続き個人情報の保護については、厳正に取り組んでまいり所存でございます。

2点目の納付がない場合の対応についてのお尋ねでございますが、滞納整理の基本は税負担公平性の確保の観点から、滞納者の担税力に見合った滞納整理の事務手続を進めることとございます。

滞納整理においては、担税力の見きわめが最も重要であり、厳正な財産調査の結果、担税力がある方については、分納を含む自主納付を求めていくこととしておりますが、担税力がありながら納付に応じない滞納者には、国税徴収法及び地方税法に基づく差し押さえ処分を執行しております。

差し押さえに至る事務処理につきましては、まず督促状の発送、電話による納付の案内、次に文書催告及び納付相談の案内、そして滞納処分実施通知をいたしますが、それでもなお連絡や相談のない滞納者に対しましては、財産調査を実施した上で、差し押さえ処分を執行することとなります。

また、差し押さえは預金、給与等の債権が主なものとなりますが、国税徴収法に規定する一般の差押禁止財産や給料等の差押禁止の範囲、また社会保障制度に基づく給付の差押禁止の要件など、法に基づいた適正な差し押さえを執行しているところでございます。

このような要件のもと執行いたしました差し押さえの状況についてでございますが、平成26年度は1,349件、平成27年度は1,059件、平成28年度は1,079件の執行をいたしております。

次に、納付困難者への対応についてでございますが、庁内関係各課との連携はもとより、利用が見込める制度の案内、また、国税や県税についても滞納がある方につきましては、本人同意のもと、関係機関と連絡をとって、納付計画作成の調整を行い、民間債権がある場合には消費生活相談センター等の案内を行うなど、可能な範囲で納付をしていただけるように対応をしているところでございます。

また、認知症や介護が必要で、自分で納付に行けない方々につきましては、個人情報に十分注意しながら、高齢福祉課をはじめ、社会福祉協議会やケアマネージャーなど、関係者の方々の協力を仰ぎながら相談などに応じるとともに、外出が難しい方には口座振替の申し込みを案内するなどの対応に当たっているところでございます。

今後も引き続き関係機関と連携を図りながら、きめ細やかな対応を心がけていく所存でございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 20番、高砂議員。

○20番（高砂 朋子君） 市税等コールセンターの御様子も御紹介をしていただいたわけですが、平均年間1万2,800名の滞納者への呼びかけを行ってくださっているということでございます。初期の滞納者の減少につながっているということでございます。今後も個人情報の厳正な管理に努めていただき、滞納者の滞納額が膨らまない初期段階で収納が完了していくことが大事だろうと思いますので、事前の連絡先の把握等の工夫もお願いをいたしましたけれども、しっかりよろしくお願いをしたいと思います。

丁寧な呼びかけをしていただくことを、重ねてお願いをしておきたいと思います。健康にしても、早期発見をして早期治療をして、元気でお過ごしをしていただくことが大事なわけですが、こういった滞納の方たちの御様子もいろいろ見聞きするわけですが、早いうちの把握、そして早いうちの対応が本当に大変な状態にならないための得策ではないかというふうに思っております。どうかよろしくお願いをいたします。

質問を何点かさせていただきますが、現在、収納課の職員お一人当たり何人ぐらいの滞納者を担当されていらっしゃるのでしょうか、わかりましたら教えていただけますでしょうか。

○議長（松村 学君） 生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） お答えいたします。

今、収納課の徴収係というところがそういう担当をしておるんですが、ここが10名の体制でございます。係長は担当を持っておらないんですが、そのほかの9名の係員で、1人約1,000人ぐらいを担当しているということでございます。

○議長（松村 学君） 20番、高砂議員。

○20番（高砂 朋子君） 1,000人ということで、大変な数を職員の方が担当していらっしゃるということで、ちょっと今びっくりしたわけですが、大変お忙しい職員体制ということです。人員を増やすにしても、いろいろなハードルがございます。相当な金額も要すわけですが、であるならばというふうな考えに今なったわけですが、クレジット納付であるとか、ペイジー、モバイル等の電子納付の導入をしていくことも必要ではないかというふうに思っております。そういった自治体も増えてきております。収納チャンネルを増やしていくことが重要なのではないかというふうに思っているわけですね。1,000人の滞納者を担当されている職員の方々の御苦勞を思えば、こういった収納チャンネルを増やして、収納率を上げていくことが大事なのではないかというふうにも思うわけですが、その点はいかがでしょう。

○議長（松村 学君） 生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） やはりチャンネルが多いということは、今言われたように、納めようと思ったときに納めやすいということで、滞納が少なくなりますので、チャンネルを増やすということは大事だと思います。また、その効果とか、その辺もいろいろ考える必要があると思いますが、チャンネルを増やすということは必要なことだと思います。

○議長（松村 学君） 20番、高砂議員。

○20番（高砂 朋子君） どうか御検討のほうをよろしく願いいたします。6月でしたか、和田議員のほうからも御提案等があったわけですが、なかなか難しいような御答弁をされたようにも覚えておりますが、今後の御検討をしっかりといただければと思います。もう一方、今ある収納形態の充実を図るということも大事になってくるかと思えます。

そこで質問をさせていただきますけれども、口座振替納付やコンビニの納付をもっと積極的に広く進めるべきではないか、そういうふう思うわけですが、その辺はいかがでしょうか。実態もわかりましたら、あわせてお願いをいたします。

○議長（松村 学君） 生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） お答えいたします。

まず、先ほどのチャンネルの話なんですけど、コンビニでの納付というのですか、それが今増えております。市税と国民健康保険料等の納付に占めるコンビニ収納の割合で申しますと、5年前の平成23年度が約6%でございました。それが平成28年度においては約10%となっております。コンビニ納付を利用される方の増加が見てとれるところでございます。

それと、口座振替の勧奨の取り組みでございしますが、窓口納付とか納付相談に来られた方々に対しては、口座振替による納付をお勧めしております。それと、コールセンターから納付の呼びかけ時にあわせて、口座振替の勧奨、お勧めもしております。また、納税通知書等に口座振替の申し込みはがきを同封し、口座振替の啓発を行っているというようなところが現状でございます。

○議長（松村 学君） 20番、高砂議員。

○20番（高砂 朋子君） ありがとうございます。どんなお忙しい方でも、24時間あいているコンビニなら納付ができるわけですね。10%になったとおっしゃいましたけれども、まだまだ推進をしていくことは効果的なのではないかというふうにも思います。口座振替の推進もしていらっしゃるということでございますけれども、何か今までと違った、市民の皆様が目にとまるような取り組みができないものかというふうに思っているわけで

ございます。

聞き取りのときにもちょっと申し上げたんですけど、キャンペーン月間を設けるのはどうでしょうかねというふうなお話もしたんですけども、やはり今までにない取り組みをして、しっかり初期の段階での解決ができるように、またスムーズに収納機会の拡大ができるように取り組んでいただくことはできないかなというふうにも思っているわけです。

例えばなんですけれども、来庁されて口座振替の申し込みをされた方には何か幸せますグッズをプレゼントするとかポイントをつけるとか、ポイントをつけるといってもなかなか、クレジット等を使えばポイント等もためることができるわけなんですけれども、さまざまなことを考えて実施をしていただければ、検討していただければと思っているわけでございます。

私たちの納税は義務としてきちんと行っていかなくてはいけないものではございますけれども、お願いしたいのは、市の皆様におかれましては、上から目線ではなく、納税していただいて本当にありがとうございますというぐらいの、そういった心でと願いたいという思いも正直なところございます。

差し押さえの詳しい状況も教えていただきました。社会保障制度に基づく給付の差押禁止の要件など、法に基づいた適正な執行をよろしく願いをいたします。私としては、差し押さえまでいかない時点での納付となるように、重ねて早期の把握、早期の対応をよろしく願いをしたいと思います。

いろいろインターネットで調べておりましたら、さまざまな大事な書類の送付をカラーの封筒に変えたと、そういった市もございました。いろいろなお取り組みをよろしく願いをいたします。

納付困難者への対応でございますけれども、さまざまな連携をとっていただいているとのことでございました。収納課の窓口だけでは、収納に結びつかないケースも多いのではないかと実感しております。認知症で独居のある高齢者の方が、送られてきた封書の意味もわからず、後期高齢保険料の滞納が膨らみ、保険証も期限切れで、病院へ行けていないという実例に接したことがございます。福祉や介護の方面との連携がこれからは重要な時期に入ってくるのではないかと思います。

前橋市では社会福祉課内に設置をされた、まえばし生活自立相談センターというセンターをつくられましたというのがありまして、その部署との連携の中で収納業務を行っておられるということでございました。北風と太陽の話がありますけれども、北風の対応も必要なケースもあるかと思いますけれども、太陽の対応も必要な時期が来ているのではないかと、そういったことも考えているわけでございます。どうか関係部署との連携のもとで

収納のほうに結びつくよう、重ねてお願いをしたいと思います。

以上のことを要望いたしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（松村 学君） 以上で、20番、高砂議員の質問を終わります。

○議長（松村 学君） 次は、13番、河村議員。

〔13番 河村 孝君 登壇〕

○13番（河村 孝君） 「公明党」の河村孝でございます。

それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。どうぞよろしくお願ひします。今回は、相談窓口の認知度を高めるための工夫、取り組みについて御質問させていただきます。

私も議員になり早くも1年が経過いたしました。いま一度初心に立ち返り清新な息吹で頑張っていく決意でございます。

さて、議員になりまして、数多くの御相談を市民の方より受けております。この1年間で市政や生活などに対するのさまざまな御意見や御要望を多くの方から約160件ほどいただいております。その一つ一つに丁寧に対応していくことを心がけておりますが、勉強不足であったり、できないことも数多く、また大きなテーマであったり、毎日格闘しております。毎回の定例会での一般質問のその全てが、この相談内容から質問させていただいております。今回は、昨年11月からの、この1年間の総まとめとして質問させていただきます。

一番多い御相談内容は、道路に関する要望や問い合わせで約50件、30%でございました。続いて、河川に関しての要望や問い合わせも多くございました。主に道路の相談内容としては、道路の穴ぼこ等の道路の修繕について。また抜け道などの狭い道を車が猛スピードで通るなどの速度抑制対策。大雨時の道路の冠水で道幅が狭くなり歩行者が危ないという雨水対策。信号機の設置、停止線や横断歩道のラインが消えているなどを多く感じております。

さて、道路に関する御相談のときに、このような道路に関する市民への相談窓口として、土木都市建設部道路課があり、さらに課の中に道路相談室が設置してあることとお話しいたしますと、全くその存在が知られておりません。自治会の役員の方でさえ、御存じない方もいらっしゃるぐらいでございます。

また、このような道路関係も含め市政全体の総合的な相談窓口として、市政なんでも相談課がございますが、この市政なんでも相談課の存在も残念ながら御存じでない方が多い

ように感じております。この市政なんでも相談課の存在を御存じの方も、この窓口が間違っ
て市長への提言だけのようには勘違いされていたり、生活上で困ったときの相談窓口と、
このように勘違いされている方もいらっしゃいました。逆に御存じの一部の方は何回も御
相談されているようでございます。私からは市政なんでも相談課では相談内容に的確に回
答できるように相談担当として部次長級の幹部の職員の方が兼務で配置されていることを
御説明いたしますと、初めて聞いたと言われる方も多く感じております。

一方、先日、防府市子育て世代包括支援センター、子育て応援室まんまるほうふに参り
ますと、10月2日オープンして10月だけで約60件の問い合わせがあったとお伺い
いたしました。子育て世代の方への相談窓口としてのPRがうまく伝わっているからなので
でしょうか。問い合わせも多いように感じ、うれしく思いました。

私は民間会社出身でございます。どの民間会社も経営で最重要視する箇所はどこか、そ
れはお客様と接するところでございます。市役所は、市民課はもちろんでございますが、
国保、年金、納税、福祉をはじめ、環境、教育、上下水道、消防など多岐にわたる業務が
あり、組織も複雑であり、その担当窓口が市役所なのか県庁なのか、あるいは警察署なの
かなどもわからないことも多いようでございます。先ほどの民間会社のお客様と接する
ところが市役所においては各相談窓口であると思います。だからこそ、相談窓口をわかりや
すく明確化することが何よりも大切な点ではないでしょうか。そこが出発点になるからで
ございます。そして、市民の話をしっかりと聞きし、その相談内容をどのように今後の
市政に反映させていくかが大事だと思います。

このような点から、3点質問させていただきます。

1点目に、道路相談室では、どのような相談内容があり、どのような回答や対応がなされ
ているのでございましょうか。また、これらの声をどのように道路行政に反映させてい
るのでしょうか。市民からの御相談が一番多いのが道路関係でもあり、重要な点だと思
い、お伺いいたします。

2点目に、総合的な市役所の相談窓口となる市政なんでも相談課では、どのような相談
内容があり、どのような対応がなされ、どのように市政に反映されているのでござい
ましょうか。

3点目でございますが、市役所には高齢者の相談窓口、地域包括支援センターなど、さ
まざまな相談窓口があります。また外郭団体ではございますが、防府市社会福祉協議会な
どのようなどころの相談窓口もあり、窓口も数が多く、市民にはわかりづらい面がござ
います。また一般市民には似たような名称でわかりづらい窓口もあります。例えば、先ほど
御紹介いたしました防府市保健センターには、子育て応援室まんまるほうふがございま

が、市役所1号館1階にはこども相談室がございます。このような各相談窓口が市民に対して認知度を高めるために、どのような工夫や取り組みをされているか、そしてどのように市政に反映されていくのか、その運営方針、運営体制をお伺いいたします。

以上3点お伺いいたします。

○議長（松村 学君） 13番、河村議員の質問に対する答弁を求めます。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） 御質問のうち、私からは1点目の道路相談室の相談内容、対応状況についてお答えいたします。

道路相談室は、平成9年4月に市民の皆様が道路に関するさまざまなことを相談できる窓口として、道路課内に設置されたものでございます。道路には市道のほか、国道や県道、赤線道、農道あるいは林道など、さまざまな種類のものがございますが、これらの道路に関する相談につきましては、窓口で相談者からの聞き取りや現地調査を踏まえまして、それぞれ担当する機関で現地の対応をいたしております。

今後とも、市民の皆様には道路相談室について、ホームページ、市広報など、さまざまな機会を通じましてPRし、積極的に情報を収集することで道路の安全な利用環境の確保に努めてまいりますので御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

私からの答弁は以上でございます。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） それでは、私からは2点目と3点目の御質問について一括して答弁させていただきます。

まず、市政なんでも相談課の相談内容、それから対応状況についてでございますが、市政なんでも相談課に寄せられる相談の内容は、道路や河川に関するもの、農地に関するもの、福祉に関するもの、あるいは環境問題、近隣の問題、それから家庭問題など多岐にわたっております。相談者はどこに相談したらよいのかわからないときや、内容が複雑で複数の課、セクションが関係していると思われるときに市政なんでも相談課を頼ってこられているのが現状でございます。

このような相談では、担当する課を特定することが困難な場合が多く、御相談の内容を整理した上で、該当すると思われるところに連絡し、担当職員を呼び、相談者へ制度等の説明をしたり担当課へ案内したりを実施しております。内容によっては、複数の課でお聞きしても市だけでは対応できず、国や県の関係機関に相談する場合もございます。また、複雑な案件や対応に時間がかかるとされる案件につきましては、担当課に対応状況や進捗状況等を確認し、以後の相談に対処できるように努めておるところでございます。なお、

行政以外に関する相談は多数ありますが、その内容によりましては、適切と思われる他の専門機関や無料法律相談を案内するほか、各種情報提供を行うなど、問題解決の一助となるよう努めております。

いずれの場合におきましても、市民サービスの向上につながるよう迅速な対応に努めているところでございます。

次に、各相談窓口の運営方針、体制についての御質問でございましたが、市民の皆様からの御相談につきましては、これに迅速に対応するため、原則として各課が受けることとしておりますが、その相談先自体がわからないという方につきましては、市政なんでも相談課で一旦御相談をお伺いした上、先ほど申しましたとおり、担当課につなぐというような対応をしているところでございます。

さらに先ほど御紹介いただきましたが、各部の部次長に所掌事務として市政なんでも相談課のなんでも相談業務、これを加えておりまして、市民の皆様からいただきました貴重な提言あるいは要望等に責任持って、これに対応するよう体制を整えているところでございます。

なお、市行政の各組織の名称につきましては、組織の設置目的あるいは事業内容などを勘案し、市民の方々や関係者の皆様方にわかりやすい名称を付するよう取り組んでいるところでございます。

また、本市では、市民の皆様の利便性の向上を図ることを目的に、市民便利帳というものを作成しておりまして、市内全戸に配布しております。あわせて、ホームページや市広報には掲載した情報についての問い合わせ先やその連絡先というものを必ず記載するようしております。

また、各自治会長様に対しましても、さまざまな情報を提供しているところではございますが、今後は防府市自治会補助金助成金交付ガイドなどを今までも配付しておりますけど、これにあわせて市民便利帳の中にも掲載しております組織名や業務内容あるいは連絡先などを記載した相談先の行政組織案内というものも、今後は同封していきたいというふうに考えております。

今後とも、市民の方々、関係者の皆様方に対しまして、相談窓口の認知度を高めるための工夫、取り組みに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 13番、河村議員。

○13番（河村 孝君） 御答弁いただきありがとうございます。道路相談室も一番多い相談になると思いますが、今後ともどうぞよろしく願いいたします。また、さまざま

な市民からの御相談が市政なんでも相談課に寄せられているということもわかりました。対応も大変だと思いますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

何点か再質問させていただきます。

4日の全員協議会で、第5次男女共同参画推進計画の策定案が示されました。その中で社会問題化されているDVやデートDVなどの相談窓口である市社会福祉課の相談窓口の認知度が平成28年度で30.5%というようなデータもあり、本当に私は驚きました。

このような被害者は、行政の相談先を市のホームページで探すこともあると思います、というか、問題の性質上、まずホームページからが第一歩じゃないかなと思っております。市のホームページの検索の窓でDVを検索するとすぐにヒットいたしますが、一般的なホームページになれていない方が検索をせずにトップページのすごい数の文字のメニューから——一覧から探そうとすると、なかなか見つかりません。左下の市民の声の中に小さく相談窓口と文字があります。その中の暮らしの情報の中に男女共同参画を選択してようやく社会福祉課のDV相談窓口が出てまいります。以前、県の男女共同参画のサイトを担当したこともありますが、このような相談窓口は特に配慮が必要でございます。

また、そのほかの問題でもネット社会の今、気軽に相談窓口を調べることができるホームページのわかりやすさも大切な点ではないかと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） 御質問にお答えします。

おっしゃるとおりだと思います。ホームページ、今回の議会でも情報発信がわかりにくいという御指摘を多々いただいております。こういったことを踏まえまして、ホームページのわかりやすさ、使いやすさ、こういったものにぜひ努めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（松村 学君） 13番、河村議員。

○13番（河村 孝君） 前向きな御答弁をいただき、どうもありがとうございます。

次は、ネットではなく、実際に市役所に来庁されたときでございます。先ほど御答弁いただきました運営の方針、運営の体制、大切であると思います。こちら側の市役所側の姿勢だということだと思うんですけども、この点は特に市役所に来庁される市民の目的で一番多いのが市民課、保険年金課、課税課、収納課等のある生活環境部だと思いますので確認のためにもお聞きいたします。

生活環境部におかれましては、具体的にどのような対応を心がけていらっしゃるのでしょうか。生活環境部長の御所見をお伺いいたします。

○議長（松村 学君） 生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） お答えいたします。

最初に来られた窓口の対応というのが市役所を印象づけることになると思いますので、常日ごろから言っていることは、お客様の立場に立った対応、具体的には話をよく聞き、よく理解した上で、難しい言葉を使うのではなく、丁寧でわかりやすい説明、御案内をすることが大事ということを書いてきております。今後も職場での研修など、いろいろな機会を捉えまして、いま一度、接遇の基本である、お客様の身になって考える、心のこもった対応ができるように努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（松村 学君） 13番、河村議員。

○13番（河村 孝君） 御答弁いただきありがとうございます。さらなる丁寧な対応をお願いしたいというふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。

次に、相談窓口ではございませんが、部や課などの組織や名称も市民にとっては窓口だと思います。先ほどの御答弁の中でもそのようなお話があったというふうに思っております。私が複数の市民の方からの相談でお聞きしたのは、市の斎場である悠久苑をクリーンセンターが対応している点でございます。

例えば、葬儀の御案内という冊子があります。ホームページにもPDFファイルとして掲載されていますが、最後のページのお問い合わせ先に、この冊子に関することは下記、防府市クリーンセンターへと記載されております。つまり、葬儀の問い合わせ先がクリーンセンターへととなっております。ある市外の方は、市内で亡くなられた御親族の件でいろいろ調べ物をされる中で、このことを見つけて本当に怒っていらっしやいました。また、市のホームページのクリーンセンターの紹介ページには、各クリーンセンターの事業が一覧で上から順番に掲載されておりますが、家庭ごみの分け方・出し方やごみのリサイクルと同じページの同列の項目に斎場に関することという項目が並んでおります。

市民の方からは、市では葬儀もごみと一緒に扱いなのかというお声や、悠久苑が市のクリーンセンター内組織にあってもいい、それは市役所だからいいんだけど、葬儀に関する書類だけはクリーンセンターという名前が一切掲載されなければいいのに、なぜこのような簡単なことができないのかとか、このような嫌な思いをしないような配慮をなぜ市はしないのかというまことに厳しい御意見も私はいただいております。

まず、生活環境部の大田理事にお聞きいたしますが、クリーンセンターの所長として、私が今述べたようなこのような市民の方のお声を聞かれたことはございますでしょうか。また、この件をどのようにお考えでございましょうか。御所見をお願いいたします。

○議長（松村 学君） 生活環境部理事。

○生活環境部理事（大田 稔君） 御質問にお答えいたします。

まず、斎場の所管がクリーンセンターであることにつきまして、市民の皆様から御意見が寄せられているかというお尋ねであるかと思えます。

市では市政に関する事項につきまして、市民の皆様の声をお聞きする制度として、市長への提言箱を設けております。その中に、平成27年の11月と記憶しておりますが、葬儀の担当部署についてという御提言をいただいております。御提言の趣旨でございますが、先ほどから議員御案内のとおり、葬儀の担当部署は廃棄物の処理を担当しているところではなく、他の部署にしてほしいというものでございました。

次に、2点目のクリーンセンターが所管していることについて、市民の皆様から御指摘をいただいていることをどのように考えているかというお尋ねでございます。

議員御承知のとおり、クリーンセンターの主な業務と申しますと、ごみの処理でございます。廃棄物処理の担当部署がお亡くなりになられた方の葬儀に関する事項を担当しておるということに違和感や戸惑いを感じておられる方、市民の方もいらっしゃいます。そうしたこともあります。現在、死亡届の受け付けや斎場の利用の許可の申請等は市民課が担当しております。しかしながら、斎場の施設管理等に関しましてはクリーンセンターになっておるといふところから、斎場業務はクリーンセンターの所管というふうにしております。

議員御承知のとおり、本年6月には葬儀業務を担っております要因の1つでございました葬儀所業務を6月末で廃止をいたしております。現在、斎場の運営方法を含めました斎場業務のあり方につきまして、見直しを行っておるところでございます。その中で担当部署につきましても検討をすることとしておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 13番、河村議員。

○13番（河村 孝君） 御答弁ありがとうございます。今年度、市の規格葬儀というのがスタートいたしましたけれども、すばらしいねと言われて調べていくと、担当がクリーンセンターということで、そこでマイナスの評価になったりしております。また、このようなお声が既にクリーンセンターにも届いているとのことでございました。

先ほど市としての相談窓口の運営方針、運営体制をお聞きしましたが、このようなことも市民に対する配慮が足りないことだと私は思います。いま一度、外から見た市役所、つまり市民から見た窓口としての市役所、市民から見た窓口の市役所を総点検するようなことも必要ではないかと私は思います。このようなことをどのようにお考えでございましょうか、御所見をお伺いいたします。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 議員の御指摘全くごもっともでございます、今までそのようなことに即応できていない体制を恥じる次第でございます。大変申しわけなく思っております。早速、命じまして、きちっと真の市民の目線に立った、市民の思いに立った、行政運営に着手していくべく努力したいと思っておりますので、何とぞ先様にもよろしくお伝えくださいますようお願いを申し上げます。

○議長（松村 学君） 13番、河村議員。

○13番（河村 孝君） 前向きの御答弁をいただきどうもありがとうございます。窓口や組織面の名称だけでも市民からの見た印象は、今のように大きく変わるものでございます。紙に一本線を引いて、線の上なのか下なのかぐらいの小さな差しかなくても市民の側から見ますと大きな差となります。このような点が役所の都合から見たお役所目線なのか市民に寄り添う市民目線なのか、どちらかなのかということではないかと思えます。

先ほど申し上げましたが、相談窓口も含めて市役所の各課全てが窓口であると思えます。今この時間、この瞬間もさまざまな方がさまざまな内容で市役所あるいは市に電話で御相談や手続に来られます。社会が多様化し、その相談内容も多岐にわたると思えます。先日もお聞きしましたが、市政なんでも相談課をはじめ、その市民の方の一つ一つの対応も大変であることは十分に承知しておりますが、どの窓口であってもどこまでも市民目線で丁寧に対応をしていただくことをお願いを申し上げ、この質問を終わります。

○議長（松村 学君） ここで、質問の途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午後0時 2分 休憩

午後1時 開議

○議長（松村 学君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。13番、河村議員の2項めの質問から再開いたします。13番、河村議員。

○13番（河村 孝君） 午前中に引き続きまして、2番目の質問項目である交通ボランティア等の活動支援についてお尋ねをいたします。

毎日、交差点や横断歩道などで子どもたちの登下校を見守る交通ボランティアの方が立っています。交通安全協会の方、交通安全推進員の方、みまもり隊の方、教職員の先生方やPTAなど保護者の方、さらにはライオンズクラブの方や市民の方もいらっしゃるようでございます。子どもたちの交通安全や不審者などの対策を考えますと、道路などのハード整備がなかなか進まない厳しい現状では、見守り活動等のソフト面で対応するしか

ない現状もございます。

少し御紹介いたしますと、華城地区の四辻交差点に毎日立たれる交通安全協会の方は、20年以上も毎日立たれ、安全に子どもたちを誘導されています。私の家の前の交差点に毎朝立たれるみまもり隊の方は、11年以上毎日立たれ、子どもたちに温かな言葉をかけてくださっております。それ以上に長い方もいらっしゃると思います。毎朝決まった時間に決まった場所に立つだけでも本当に大変なことでございます。毎朝献身的に子どもたちの安全のために努力されるお一人お一人にこの場をおかりし感謝を申し上げます。ありがとうございます。

私も朝の時間が許す限り、自宅前や交差点等の交通事故の危険性がある箇所に、小・中学生の登校を地域の先輩の皆様と御一緒に横断旗も用いて見守り活動をさせていただいております。私は、見守り活動をする以前は、交差点や横断歩道に大人が立てば車もきっと注意してくれるだろうとか、子どもたちが道路を渡るときには横断旗を道路に差し出して車をとめればよいというふうに、恥ずかしい話ではございますが、黄色の横断旗の使用を簡単に考えていましたが、実際に現場に立つと思いのほか大変でした。

私が立つ1つの場所は、信号がない交差点でもあり、小学校、中学校、高校と、学校の場所によって進行方向はさまざまになりますので、交差点に四方から入る子どもたちの動きに常に注意しなければいけません。信号機がないこともあり、どのタイミングで車をとめるその判断も難しい、登校班ごとに子どもたちが行動しますので、登校班の長さを考えながら子どもたちを区切って渡らせることも考えないといけません。子どもたちの安全な横断への誘導は、思いのほか大変なことが初日から思い知らされたことを思い出します。それからは毎朝ベテランの交通安全協会の方々がいらっしゃいますので、御指導もいただきながら参加しております。

また一方、市内各地の方から横断旗を用いた車の誘導方法が危ないのではないかというお声もお聞きしました。それは、夕方、市内を車で通行中に横断歩道で車を遮るようにいきなり横断旗をぱっと前に出して、さらに自分の体も車道に乗り出すようにして車の進行を遮ってとめられているので、危ないと思ったそうでございます。横断歩道を渡ろうとする人がいる場合、車の側が停車する義務があるのですが、誘導の方法によっては交通ボランティアの方が思わぬ交通事故になる危険性もございます。交通ボランティアの方には、中には御高齢な方もお見かけいたします。子どもたちのために本当に感謝しておりますが、交通事故だけではなく、転んだりけががなければと思うこともございます。

さて、私は、横断旗を用いた子どもたちの誘導について、教職員の方や交通安全協会の方から少々学ばせていただきましたところ、それが現場で役に立ちましたので御存じの方

もいらっしゃるとは思いますが、ここで少しだけ御紹介したいと思えます。ただ、これが必ずしもベストだとは限りませんのであらかじめ申し上げます。

信号機がない横断歩道では、前に黄色の横断旗を出して車をとめることを考えてしまえますが、それは危険です。ここを仮に横断歩道だといたしますと、まずは左右の安全を確かめて旗を突然道路には出さず、一旦頭上に旗を高く掲げて車の運転手に合図をします。そのときに左手を使い子どもたちが飛び出さないように防ぎます。こうです。車がとまってくれたら、左右の安全をもう一度確かめます。そして旗を道路に出して子どもたちを渡らせます。まず、頭上に旗を掲げるという――上げるという 1 点だけを学ぶだけでも安全でございます。特に、横断旗には自動車などをとめる強制力がありませんので、自動車の運転手に指示をしないのが原則とのことです。

次に、大型車を横断旗でとめることは避けるというのも大切な点だそうでございます。大型車の後続車が前方を確認できずに衝突したり、横断中の児童に気づかずに大型車を追い越して事故につながる可能性があるからだとお伺いいたしました。

今、私が御紹介させていただいたことを意識するだけでも、少しは安全に横断旗による見守り活動ができると思えます。お世話になっている多くの市内の交通ボランティアの皆様が、少しでも安全に見守り活動ができるようにという願いを込めまして、御質問をさせていただきます。

1 点目に、交通安全協会、交通安全推進員、みまもり隊等の交通ボランティア等の方々の活動状況はいかがでございますでしょうか。

2 点目に、これらの交通ボランティア等の活動に対して、市としての支援策はどのようなものがあるのでしょうか。また、横断旗を用いた見守り活動などで、万が一負傷されたときには保険などはあるのでしょうか。

3 点目に、横断旗を用いた旗振り活動について、安全面等で指導やアドバイスをされているのでしょうか。

以上 3 点お伺いいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御親切にお教をいただきありがとうございます。

それでは、御質問にお答えいたします。

1 点目の交通ボランティア等の活動状況でございますが、本市では市内各自治会の中からそれぞれ交通安全推進員を委嘱し、春と秋の全国交通安全運動や高齢者の交通事故防止県民運動、夏と年末年始の交通安全県民運動の期間と毎月 1 日の県民交通安全の日及び

15日の高齢者の交通安全日を中心として、街頭での交通立しようなどの活動に携わっていただいております。

また、本市の推進員以外にも防府交通安全協会の交通指導員、防府市安全会議の構成団体であります事業所、学校、PTA連合会などの多くの皆様が、さまざまな形で交通安全推進活動に取り組んでいただいておりますことはお話のとおりでございます。さらには、各小学校区で、自主的に活動されているみまもり隊の皆様におかれましては、子どもたちが安全に登下校できるよう御尽力いただいているところでございます。

このように多くの皆様が交通安全推進活動に参加していただくことは、広く交通安全意識の醸成につながるものでありまして、市といたしましても大変感謝するとともに心強く思っております。

2点目の交通ボランティア等への支援策についてのお尋ねでございますが、市からは、活動時に身につけていただくものとして、本市の推進員に対して、帽子、反射材のついたベストを、各小学校区で活動されるみまもり隊には、ジャンパー、ベスト等をそれぞれ支給しております。交通安全協会、安全会議におかれましては、各団体において御対応いただいているところでございますが、交通安全協会の指導員には、帽子、反射材のついたジャンパーとベスト及び横断旗が協会から支給されております。

また、交通ボランティアの皆様が指導中の事故で負傷された場合に備えて、それぞれの団体が傷害保険に加入しておられ、本市の推進員につきましても、行政協力員団体傷害保険の対象となっております。加えて、防府市交通指導員交通災害見舞金支給条例に基づき見舞金を支給することとしております。

3点目の横断旗を用いた見守り活動への指導についてのお尋ねでございますが、本市の推進員及び交通安全協会の指導員につきましても、それぞれ2年に一度の委嘱状交付式の際に、安全に配慮していただくようお願いしておりますが、具体的な安全指導まではできておりません。

議員御指摘のとおり、街頭で交通安全推進活動を実践される方が交通災害に遭うことがないように、安全に活動をしていただくための資料提供や講習等を行う必要があると感じておりますので、検討してまいりたいと存じます。

終わりにになりましたが、このたび、華城子どもみまわり隊が文部科学大臣表彰をお受けになりました。本日12月6日午前9時より教育長室におきまして、平成29年度学校保健及び学校安全表彰の賞状の伝達式が行われたところでございまして、隊長の原田義久様が受賞団体代表者としてお受け取りいただいたという報告を受けておりますこと申し上げますとともに、とうとい御活動に改めて壇上より心より感謝申し上げる次第でございます。

す。

以上をもちまして、答弁といたします。

○議長（松村 学君） 13番、河村議員。

○13番（河村 孝君） 御答弁いただきありがとうございます。本当に多くの方に見守られていることが改めてわかりました。また、保険などもあるということで安心いたしました。ボランティアの方が活動しやすいような環境整備をお願いしたいと思いません。

さて、私も何かそのボランティアの方に、また私自身が学ぶために役立つようなものがないかといろいろ調べましたところ、神戸市西区、西区役所でも地域住民から誘導方法が危ないとの声が上がリ、登下校見守り活動をより安全で効果的に実施していくため、警察署や交通安全協会など関係機関、団体の協力のもと、通学路における横断旗の使い方や注意事項を細かくまとめた進学路見守りハンドブックをこの4月、作成して一部を学校を通じて保護者などに配付したということがわかりました。

こちらでございますが、このハンドブックでは、先ほど御紹介した横断旗による旗振り誘導の注意点、また誘導するときの立ち位置などがイラストで紹介されて、御高齢の方でも読みやすいように大き目の文字で記載されています。さらにこのハンドブックの内容を実践し理解をしていただくため、通学路見守り活動のための交通安全実技講習会なども開催しているようでございます。

防府市でもこのような書類や講習会の開催は、先ほども御答弁いただきましたけれども、ぜひとも必要だと思いますが、いかがでございましょうか。お願いします。

○議長（松村 学君） 生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） お答えいたします。

ただいま御案内のありました神戸市西区役所の事例を参考とさせていただき、また、警察や交通安全協会、安全会議など関係機関とも協議いたしまして、まずはそのハンドブックの役目を果たすものを作成することに取り組みたいと思います。また、そのハンドブックを使ってどのような講習をするのか、どういうやり方がいいのかということもあわせて検討してまいりたいと存じます。

○議長（松村 学君） 13番、河村議員。

○13番（河村 孝君） 前向きな御答弁いただきありがとうございます。

さて、みまもり隊は学校でございますので、次に教育長にお聞きいたします。

市内の各所では、みまもり隊の方が交差点以外にも学校から子どもたちと一緒に下校されている姿も見かけることもあり、こちらの心が温かくなったこともございます。年度初

めに各学校で行われるみまもり隊の総会では、年度初めの学校が非常に忙しい時期でもあり、学校長からの、今年度も大変にお世話になりますというお願いと感謝の御挨拶程度しかできていないというようにもお聞きをしております。しかし、こういった総会するときなどに、短時間でもこのようなパンフや書類を使い誘導していただきたいと思いますがございましょうか。また、どのようにお考えでございましょうか。

○議長（松村 学君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 御質問にお答えいたします。

日ごろよりみまもり隊の皆様方、また、先ほどから出ております交通安全推進員の方、あるいは小・中学校のPTAの方々、さらには市民の方々、そうした方に子どもたちの登下校時の見守り活動をしていただいておりますこと、これには大変感謝いたしております。おかげをもちまして、児童・生徒が安心して通学し、元気に学校生活を送っておりますこと、大変うれしく思っております。

御質問の件ですが、先ほど生活環境部長が述べましたとおり、パンフレットあるいはハンドブックにつきまして、それができましたら私もなるべく早くみまもり隊の方々に、子どもたちの安全も含めまして、みずからの安全な見守り活動ができますように配付、さらには総会等を利用しての講習等もありますが、市全体等でそうした講習等ができるならば生活環境部、関係部と連携いたしまして取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、先ほど市長が申しましたが、華城地区のみまわり隊、このたび文部科学省の学校安全ボランティア奨励賞という全国でも30団体ぐらいしかもらっていない賞をいただきましたこと、まことにおめでとうございませう。その取り組みというのはもう10年以上もありまして、華城の皆さん、御存じとは思いますが、「今昔ふるさとかるた」というのがございまして、そこに「み」のカードがありまして、その「み」のカードの中には「みまわり隊、みんなを守る、華城のヒーロー」とあります。これからも華城地区におかれましては、子どもたちの安全にお力添えをいただきたらと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松村 学君） 13番、河村議員。

○13番（河村 孝君） 前向きな御答弁をいただきどうもありがとうございます。また、華城のみまわり隊が表彰を受けたという御報告を受け、本当にうれしく思ひました。先ほどの答弁もありましたように、現在の市内の子どもたちの登下校は数多くのボランティアの方々の手によって守られております。どうぞさまざまなボランティアの方々が高活動しやすいように今後とも最大限に配慮していただきたいことをお願ひ申し上げ、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松村 学君） 以上で、13番、河村議員の質問を終わります。

○議長（松村 学君） 次は、12番、久保議員。

〔12番 久保 潤爾君 登壇〕

○12番（久保 潤爾君） 「無所属の会」の久保潤爾でございます。

通告に従いまして、今回は財政運営についてお尋ねいたします。執行部におかれましては御答弁をよろしくお願いいたします。

平成28年度の防府市の決算において、実質収支は約12億円の黒字でしたが、実質単年度収支は3年連続の赤字となり、28年度は約5億5,000万円の赤字となっております。実質単年度収支の赤字の要因は、基金の取り崩しであり、平成27年度に比して財政調整基金は約4億8,000万円の減少となっております。

自治体決算の黒字、赤字は、原則として実質収支をもとに判定されるものでありますが、実質収支が赤字になる団体はほとんどありません。これは、当初予算において、歳入の不足額を繰入金と地方債の起債で補っているのが一つの要因です。つまり、年度当初予算の歳入には貯金の取り崩しと借金が含まれているわけです。

ちなみに、防府市の平成28年度当初予算の歳入には繰入金が約22億円、市債、つまり借金が約39億円計上されています。繰入金のうち約18億7,000万円が財政調整基金からの繰り入れで、これはつまり貯金を取り崩しているということです。

また、市債約39億円のうち約24億円は学校の改築、耐震補強事業、道路の整備事業と、後年にわたって使用されるものについて、世代間の公平負担の観点に基づいて起債されるものであり、家庭で例えるなら住宅ローンや自動車ローンに当たるようなもので、適切なものであろうと思われませんが、残りの15億円は赤字地方債の性格も持つ臨時財政対策債であり、こちらも家庭に例えるなら生活費をクレジットカードのキャッシングで賄っているとも例えられると思います。

貯金の取り崩しである財政調整基金からの繰り入れが約18億7,000万円、そして、臨時財政対策債という資産を形成するわけでもない借金が15億円、歳入に計上されているわけですから、実質収支が約12億円の黒字となりましたと言われても、それでよいのだろうかという疑問が湧くわけです。

さらに、年度中の補正予算において、前年度の決算見込みに伴う繰越金の歳入等があり、これが適切な言い方かどうかはわかりませんが、実質収支を赤字にするということは大変難しいことではないかと思えます。ちなみに、全国的に地方の財政の厳しさが言われておりますが、平成28年度に実質収支が赤字になった地方自治体はゼロです。個人的には実

質収支の黒字をもって黒字決算と称するのはいかがなものかと感じています。

ところで、冒頭に触れましたように、自治体の決算の結果をあらわす収支として、ほかに実質単年度収支というものがあります。これは、単年度収支に財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取り崩し額を差し引いたものとなります。実質収支では表現できないプラス要素、マイナス要素を加味して1年間の収支を考えるもので、この数字がマイナスになるということは、繰上償還を行っていない防府市で言えば、貯金を取り崩して財政運営を行っているということになります。

繰り返しになりますが、実質収支の数字は、当初予算で貯金の取り崩しと借金を歳入として計上したのから歳出を差し引くため、その額は黒字だからといって安心することはできないのではないかと思います。財政調整基金に十分な残高があれば、実質収支が黒字になるのはほぼ当然であり、財政へのプラス要因、マイナス要因を加味した実質単年度収支が黒字であることで、初めて黒字決算であったというべきではないかと思います。

もちろん自治体の決算は、単に黒字か赤字かだけでなく、きちんと行政サービスがなされ、事業効果が上がっているのかも重要視されなければならないのは承知しており、黒字であればよい、黒字額が大きければよいというものではないことはわかっております。市民に必要な事業のため、財政調整基金を取り崩し、結果として実質単年度収支が赤字になる年はあるでしょうし、また、税金を使う自治体にはそのような運営が必要であることも理解できます。

しかしながら、実質単年度収支が何年も続けて赤字になるということは、主には財政調整基金が毎年削られていく、つまり貯金を取り崩さなければ運営ができないということであり、防府市が3年続けて実質単年度収支の赤字を計上したという事実は軽視してはならないのではないかと考えます。

3年連続の実質単年度収支の赤字という結果は、今後の自治体を取り巻く状況を考えて、持続可能な財政運営を行うために事業のあり方、予算の構造を抜本的に見直さなければならないという警報ではないかと感じます。この実質単年度収支が3年連続赤字であるということを財政当局においてはいかがお考えでしょうか。

また、このような決算状況に加え、今後、少子高齢化の流れの中で、労働生産人口が減ることで税収の伸びに大きな期待ができず、扶助費、公債費等の義務的経費に加え、民生費、公共施設の維持管理補修費の支出は増大していくことが予測される中で、防府市がどのように財政運営をしていくのか、執行部の方針をお示しいただきたいと思っております。

そして、10月に公表された中期財政計画では、今後の基金の決算見込みが示され、平成29年3月現在で約48億円ある財政調整基金、つまり市の貯金が、平成34年度末に

は約10億円になる見込みとなっております。

御承知のとおり、ここ数年の当初予算には、繰入金として財政調整基金から十数億円から二十数億円の繰り入れを行っております。そうしますと、中期財政計画の見込みが正確であれば5年後には現在と同規模の予算を組めなくなるということになるのではないかと考えます。実質公債費比率、将来負担比率等の財政指標上は防府市は健全であります、それでもこのような厳しい財政計画となっております。

現行事業をこのまま維持していったら予算が組めなくなるのであれば、事業の大幅な見直しを平成34年度までの5年以内に行わなければならないのではないかと執行部から出された資料、数値を見ていると思いますが、そのような動きはあるのでしょうか。あればどのような取り組みを意図されておられるのでしょうか。ないとすれば中期財政計画の数字を財政当局以外の部署が問題にしていけないとも考えられますが、いかがでしょうか。

お聞きしたいことをまとめますと、1点目として、実質収支の数字のみをもって決算状況を考えるのではなく、実質単年度収支の数値も加味して決算状況を把握すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

2点目として、実質単年度収支が3年連続で赤字になったことに対して、執行部はどのような見解をお持ちでしょうか。

3点目として、実質単年度収支の3年連続の赤字、中期財政計画に見られる財政調整基金の残高予測から、今後、予算構造、事業のあり方に対して抜本的な見直しの必要があるのではないかと考えますが、執行部はどのように考えておられるのでしょうか。

以上、3点について御答弁よろしくお願ひします。

○議長（松村 学君） 12番、久保議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、1点目の決算状況を把握するに当たり、実質収支と実質単年度収支も加味して考えるべきではないかとお尋ねでございましたが、議員御案内のとおり、実質収支は当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額を示しており、実質収支に示される黒字または赤字は財政運営の状況を判断するための指標でございまして、平成28年度決算におきましては約12億円の黒字となっております。一方、実質単年度収支は、実質収支から年度をまたがる影響を除いた単年度収支に財政調整基金の積み立てや取り崩しを加味して収支状況を示したもので、平成28年度決算において約5億5,000万円の赤字となっております。

地方自治体の決算収支状況をお知らせする場合、一般的には実質収支を使っております

が、御指摘がありましたように厳しい財政状況を受け、それぞれの地方自治体が健全化に取り組んでおりますことから、平成26年度以降、実質収支が赤字となった市町村はございません。基本的には、ほぼ全ての団体において黒字となる実質収支のみをもって、決算状況を考えることに疑問や違和感を持たれての御質問、御意見であろうかと存じますが、私も財政の健全性を判断するには、実質収支が黒字であるか否かのみでは不十分であると認識しておりまして、実質単年度収支も加え、わかりやすくお示しする方法について検討してまいりたいと存じます。

次に、2点目の実質単年度収支が3年連続で赤字となっていることに対する見解についてでございますが、私のこのおおよそ20年にわたる市政運営の中で申しますと、市民生活に直結する必要な事業であります火葬場やクリーンセンターの整備など、市民の皆様の御要望に対し、財政状況を勘案しながら、めり張りをつけた対応をしてまいりました。これにより、実質単年度収支につきましては、事業の実施状況などにより黒字、赤字の状態を繰り返してきたところでございますが、一貫して進めております行財政改革の成果などにより、一定の財政調整基金残高を保ってきたところでございます。

このように必要な行政サービスを提供する場合、一定の期間、財政調整基金による財源調整が続くことがございますが、取り崩しが積み立てを上回る状況が続くことは注意すべきことでございますので、中長期を見据えた財政運営が肝要と存じます。

最後に、3点目の当初予算における財政調整基金の繰り入れと中期財政計画における財政調整基金の残高予測を考慮すると、今後事業のあり方について、抜本的な見直しが必要なのではないかとの御意見、御質問でございますが、御案内のとおり、10月に公表いたしました中期財政計画において、財政調整基金残高の推計値としてかなり厳しい見直しをお示したところでございます。

本計画は、一定の条件のもとに財政状況の推計を行いまして、財政面における課題を明らかにするとともに、予算編成や行財政運営の指針としても活用するために作成しております。それを受けて、当初予算の編成方針では、引き続き行政経営改革に取り組むことはもちろんでございますが、全ての事業について事業を行う目的や成果目標など、事業開始に至った原点からゼロベースで見直しを行い、必要に応じて事業の縮小、廃止、整理統合を進めた上で、所要の額を予算要求することや公共施設などのマネジメントを推進するよう指示もいたしているところでございます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 12番、久保議員。

○12番（久保 潤爾君） 御答弁どうもありがとうございました。

まず、1点目の質問に対しては、財政の健全性を判断するに当たって、実質収支が黒字であるか否かのみでは不十分であるという認識をお持ちになっておられるということで、ありがたいなと思っております。今後は実質単年度収支も加え、わかりやすく示すほうを検討されるとの答弁がございました。質問の意図を酌んだ御答弁をいただき、どうもありがとうございます。

御答弁の中にもありましたように、実質収支は年度にまたがる影響を受けるものでございます。その数字の実態はこれまでの自治体の収支の累積です。これをもって、黒字、赤字と言っているからわかりにくくなるのではないかと思います。これは私見ですが、そういった年度にまたがる影響を廃し、1年間でのプラス要素、マイナス要素を加味した実質単年度収支のほうが世間一般でいう企業の決算数値に近いのではないかと思います。そのあたりが市民の皆さん、また、我々議員にも伝わるよう取り組んでいただきたい旨要望しておきます。

2点目の質問について、実質単年度収支が3年連続で赤字になっていることに対して、財政調整基金の取り崩しが積み立てを上回る状態が続くことは好ましいことではないという御答弁をいただきました。私も同感でございます。取り崩しが積み立てを上回っている場合は、実質単年度収支の赤字という形で明瞭にあらわれますので、現在3年連続で赤字となっております。次年度以降も続けて赤字となることのないよう今後もしっかりその動向を注視していただけたらと思います。

3点目の事業のあり方に関しては、これから再質問させていただきますが、その中で触れさせていただきたいと思っております。

それでは、再質問をさせていただきます。

質問の中でも述べましたし、また、御答弁にもありましたが、平成26年度以降、実質収支が赤字になった市町村はございません。質問でも実質収支を赤字にするのは難しいのではないかと言いましたが、実質収支が赤字になるというのはどのようなケースが考えられるのでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 議員の実質収支が赤字になるケースはどのような場合なのかという御質問にお答えいたします。

地方自治体の予算は、歳入歳出同額で組んでおりまして、年度途中に必要な歳入歳出予算の変更がある場合は、議会に上程し議決を受けることから、補正予算に対する議会のチェック機能が働きます。また、緊急的な財源不足が生じた場合は、財政調整基金を取り崩して対応いたしますので、通常一般的には実質収支が赤字が出るということは考えにくい

ものでございますが、まあ、赤字になるケースの一例を申し上げますと、何らかの理由で財源を伴わないような想定外の多額の歳出が発生し、保有している財政調整基金等の取り崩しによって対応できない場合が想定できるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 12番、久保議員。

○12番（久保 潤爾君） どうもありがとうございます。

まず、実質収支が、だから赤字になるというケースというのは、もう大変なレアケースではないかと思えます。でありますので、実質収支の数字をもって黒字であるということをごとさらに——ことさらにはされていないかもしれませんが、黒字であるということをご強調されないほうがいいのではないかと思います。

黒字であるのになぜ財政状況が厳しいと言うんだらうかと、まあ執行部の方はよく財政状況が厳しいと言われますけど、やっぱり黒字という事実が一方にありますので、それによってわかりにくくなっているんじゃないかと感じることがございます。

例えばですけど、先ほど言いましたけど、実質収支はこれまでの収支の累積であって、民間企業で言う損益計算書です。複式簿記で言う損益計算書の決算の黒字とは趣旨が異なるということ。そして実際には市の貯金に当たる財政調整基金が減っているんで、貯金を取り崩して財政運営を行っているということなんですということが説明されれば、財政状況が厳しいということがわかるようになるんじゃないかと思えます。まあ今の、私の考えた思いつきみたいなもんです。まあ、当局のほうでそういったうまい説明を考えていただければと思います。

それでは、ちょっと続きまして、財政指標で健全化判断比率というものがございます。将来負担比率、実質公債費比率等でございますけど、これ、防府市は良好な数値ということとずっと保たれておるわけですが、この健全化判断比率という財政指標上の健全性と実際に感じられる財政状況というものには、大きな隔たりがあるというふうに感じられるんですが、財政当局はどのようにお感じになっておられるんでしょうか。お願いします。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 御質問にお答えいたします。

財政指標上の健全性と実際に感じられる財政状況に隔たりがあるのではないかという御質問だと思うんですが、まあ、よく一般的に言います指標で実質公債費比率、将来負担比率などは、財政の健全性を示す財政指標につきましては、財政健全化法にのっとり一般会計や連結対象となる会計の決算値における実質赤字額や公債費の負担状況、将来的に負担することとなる負債等の状況を全国共通のルールで算出される数値でございまして、各市

指標の状況に応じ財政健全化への取り組みを促すようになっております。平成28年度決算における各指標につきましては、いずれも基準を下回っており、指標上では大変健全な水準であると表現できると思います。

一方で、議員が今、実際に感じられる財政状況と表現されたことにもあるように、多分御質問の趣旨から考えますと、例えば市民からの要望に対して歳入が不足しているとか、当初予算を編成する際に財源が不足して基金から多額の繰り入れを行っていることとか、基金の取り崩しによる決算をしていることなどのようなイメージで、そういう実際に感じられる財政状況イメージを感じられているのではないかと思うんですが、まず財源不足が生じる理由は端的に申しますと、歳入に比べて歳出が多いためでございますが、要因といたしましては、例えば建設事業等の一時的な経費により、歳出が膨らんだ場合があると思います。

また一方、恒常的な支出により歳出が大きくなっている場合などが考えられると思います。恒常的な支出が増える場合は、財政の硬直化が進み歳出の見直しが困難であることから、なかなか財源不足が回収しがたいこととなるわけでございますが、その状況を決算から判断するための指標として経常収支比率というものがございます。この比率につきましては、平成26年度決算より本市の場合、やや緩やかな上昇を続けてきておりますが、財政の硬直化が若干進んできているということが言えますので、今後注意すべきことだと考えております。

財政指標は、決算の状況から推計した現状の把握の数値であることに対しまして、財政状況に対する厳しいという認識につきましては、予算編成から執行決算の一連のプロセスが継続していく場合に対する厳しいというイメージでございます。ですので、この2つを単純に比較して言いがたい面はございます。

まあ、単にといいますか決算指標がよいにこしたことはございませんが、今の自治体を取り巻く財政状況等は大変不透明な部分がございますので、その辺は十分注意して今後財政運営を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 12番、久保議員。

○12番（久保 潤爾君） どうもありがとうございます。経常収支比率のことを少し言われましたけれど、確かに26年度が92.4%だったものが少し下がって今94.0%というふうになっております。ただ、経常収支比率というのは、なかなか決算審議とかの執行部の説明の中でもそれを重要視して説明されることが少なく、先ほど健全化判断比率のことについて財政健全化法で一定のルールでということで、それが公表が義務づけら

れているということもあるんですけど、議会の説明の中ではそういった健全化判断比率の状況についてであったり、あるいは実質収支の額であったり、歳計剰余金の処分であったり、といったことが決算結果の指標を見て執行部が我々に説明される内容の主なものを占めていると思うんです。そういう説明が主になっているので、財政状況が厳しいというのはどういうことなのかなっていうふうに、実質収支はこんなにあるのにとかなったりするんじゃないかなというのをちょっと思っておるんです。済みません、何かありますか……。

まあ、歳出のほうが多いからというようなことをおっしゃったんですけど、その結果として経常収支比率が悪化していくような感じじゃないかと思うんですが、経常収支比率もあるいは臨時財政対策債で少しかさ上げされているはずなんですよ。臨財債もし除外して考えたら、もう経常収支比率100%——たしか財政状況指標100%になっていたと思いますので、だからやっぱりそういったことも財政状況が厳しいとか苦しいという要因の一つじゃないかと思うんです。

何が言いたいかといいますと、そういったことも我々議会への説明の中で参考数値としてそういったものを出していただけたらいいんじゃないかなと思うわけでございます。

そういった今言ったような健全化判断比率の状況とか、歳計剰余金の処分とか、実質収支を書く以外にそういったものも含めて御説明がいただけたら、あるいは公表する資料の中に入れていただけたらと思うんですが、何か御見解がございませうでしょうか。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 今、議員がるるおっしゃいました指標、どういうものか、わかりやすい見せ方といいますか、とかく財政の指標等、かなり、言葉にするとすごい長くなったり、難しいんですが、これは今後私どもの課題と思っておりますので、市民の方にもわかりやすい、端的な表現の方法がどういう方法がとれるかわかりませんが、検討してまいりたいと思います。

○議長（松村 学君） 12番、久保議員。

○12番（久保 潤爾君） どうもありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

次に、中期財政計画のことについて少しお伺いしたいんですが、冒頭の質問でも述べましたとおり、財政調整基金について非常に厳しい見通しになっております。平成34年度には残高10億円ぐらいになるということで。ところで、例えば平成25年10月に出された中期財政計画を見ますと、平成28年度末の財政調整基金残高の予測が約21億円となっております。現在、実際には48億円の残高があって約27億円の差があるわけですが、済みません、これちょっと失礼なんですけど、ここまで乖離が大きいと、この中期財

政計画というものが信用に足るものかという疑問が湧くのも正直なところですが。財政当局としましては、中期財政計画の数値をもちろん予測とはいえ、信頼に足るということを持って言えるかどうかというところ、お伺いしたいんですが。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 中期財政計画の数値に対する信頼性についての御質問だったと思いますが、中期財政計画は、計画策定年度における将来実施が見込まれる事業や収入の推計値をもとに当初予算ベースで作成しており、収支の差額については、財政調整基金からの繰り入れで対応する想定としております。

財政調整基金残高の推計値と実際の残高のずれが大きいのではないかと御意見でございますが、今、議員がおっしゃいました平成25年10月に作成しました計画の平成28年度末の基金残高につきましては、今、28年度末の実際の数字がもう出ておりますけど、それを比較するとかなりの乖離が出ておりますが、まあ当時の25年度見込んだときから4会計年度の決算を見込んだ上での出した数字、残高の見込みでございまして、その時間のずれもありますことから決算によるずれが発生しておると、これは一つの要因でございます。

そのほかのずれた要因は、これ、一般的によく言われることなんですが、計画において見込んだ状況と決算を比較いたしますと、税等の歳入の増減、あと事業の繰り越し、経済対策による事業実施の時期、財源構成の変更等により見込みどおりに行かないケースが多々ございます。そういうことも要因の一つではないかと思っております。

計画における財政調整基金残高につきましては、決算見込みに近づくよう各年度中に一定の歳入歳出の変動による収支改善を見込むとともに、近年の実質収支の状況を参考に改善を行ってきているところでございます。中期財政計画は毎年度その時々状況により見直しを行っております。毎年ローリングをかけております。今後なるべく乖離を少なくするといいますか、なかなか難しい面ではございますが、差が少なくなるよう努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 12番、久保議員。

○12番（久保 潤爾君） ありがとうございます。差が少なくなるように努力をされているという御答弁だったと思うんですけど、ちょっと聞き間違いというか、ちょっと理解のし間違いかもしれんですが、差が少なくするようにしたら、今の中期財政計画の数値に、予測に一致するようにやっていくということになるんですか。そうすると基金残高10億円になるよという話になるんですけど。（笑声）どうなんでしょうか、そのあたり。

どういったことに近づけていくのかということなんですけど。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 乖離の、計画と実際の乖離のずれです。ずれを縮めるように努力していきたいということでございます。

○議長（松村 学君） 12番、久保議員。

○12番（久保 潤爾君） 了解いたしました。わかりました。やっぱりまあ5年先の予測というのはなかなか難しいんだろうなというのは思いますけれど、ただ一応こういう数字を出されたということは財政当局のほうからも各部署に対してこういう状況であるからということを理解してもらいたいと思うのもあるんじゃないかなと思うんです。

そこでお尋ねするんですけど、例えば、各課の職員の方、管理職の方でもいいですけど、そういった方に中期財政計画の数値を把握してもらおうとか、把握されているのかということですか。把握されていないとしたらやっぱり把握してもらわなきゃいけないと思うんですが、そういった点についてはいかがでしょうか。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） この中期財政計画の見込みの数字につきましては、毎年新年度予算の調整方針を打ち出すとき管理職も全員集めて、そのときあわせてこの数値のことも御説明しておりますので、管理職は把握していると思います。

○議長（松村 学君） 12番、久保議員。

○12番（久保 潤爾君） わかりました。それで、その内容を受けてということになりますけど、最初の質問の3点目の質問に関連してくるんですが、10月23日に出された平成30年度の予算方針を見ると、財源不足が見込まれるということで、事業の大胆な見直しという言葉がありまして、市長の御答弁の中にもありましたけど、基本方針においては、全ての事業についてゼロベースでの見直しを行い、必要に応じて事業の廃止、縮小、整理統合を進めた上で所要の額を計上することとあります。ゼロベースで事業の廃止、縮小、整理統合を進めるという言葉があるわけです。

他方で防府市は行政評価を行っておりますが、平成28年12月に公表された行政評価においては589事業中、縮小となった事業が2事業で、廃止事業は3事業となっております。対して拡大が49事業、継続事業が490事業、維持改善が45事業で、全事業のうち99.2%を占めており、廃止、縮小は全事業の0.8%です。予算編成の基本方針からは厳しい状況が伺えるのに、現場の行政評価はこれまでの事業を維持ないし拡大していく方向性となっているわけです。

先ほど中期財政計画の数値は各管理職のほうに言っているということでもありましたけ

れど、財政当局と事業を行う現場との認識に乖離があるのではないかなと危惧するわけですが、このあたりいかがでしょうか。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 財政当局と事業担当部の財政状況に対する意識が違うんじゃないかというような御質問だったと思うんですが、予算編成に当たっては一般財源も限られておりますことから、事業担当部署が実施を希望する全ての事業に対応することは大変な困難な状況にあることに加えまして、それぞれの諸事業を取り巻く状況も毎年変わりますことから、実施の必要性を含めゼロベースで状況を把握し、市に必要な範囲で予算要求を行うよう編成方針等で指示を行っているところでございます。

一方、事業担当部署におきましては、市民の皆様の要望等を直接受け実施する部署になっておりますことから、市民サービスの維持をすることを重視しますといたしますか、それにかなりサービスの向上等についていろいろ工夫を考えたりしております。現に予算化された実施中の事業に対する行政評価におきましては、全くもうやる意義が失われた事業を除けば、次年度以降の事業廃止等については考えがたいという事情もそれぞれの事業担当部署にはあると思います。もう廃止がわかっている事業以外の継続している事業につきましては、やはりサービスをしている担当部署についてはなかなか廃止しづらいという一面もあろうかと思っております。

とは言いましても、財政事情は厳しい状況にあることは変わりございませんので、予算編成方針の発表時には、十分財政状況の説明を行い、事業担当部署にも財政担当部署から理解を求めているところでございまして、今後も財政当局と事業担当部局で事業実施に係る経費や予算の執行の仕方等いろいろ協議しながら、最適と思われる予算づけを行って、限られた財源を無駄に使うことのないように努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 12番、久保議員。

○12番（久保 潤爾君） 私も行政評価、ちょっと見させていただきましたが、確かに事業内容を見ていると、例えばそれを廃止するとかいうことがなかなか難しいのかなというような内容の事業が並んでいるのは間違いないです。しかしながら、もしも今後、財政が厳しくなっていく中で本当に考え直さなきゃいけないということになるのであれば、例えば廃止しなくても、もしあれば、似たような事業を統合するとか、1と1が2になっているやつを合体させて1.8ぐらいにするような考え方をして、少しでもやっていかなければいけないのではないかなと思うところでございます。

せっかく行政評価ということをされておられるわけですから、それがこういった財政運

営にもきちっと反映できるような取り組み——後ほど提言でも言おうと思っていましたけど、していただければなと思うところでございます。

それでは、ちょっと早いですけど、最後に提言といたしますか、意見、提言ということで終わらせていただきます。

最初申しましたけど、実質収支の黒字をもって決算が黒字であるということは、まずもって市民の誤解を招くのではないかと思います。実質収支が黒字であっても、冒頭でも述べましたけど、歳入には借金である市債、これは民間企業であれば借入金として負債の増加として計上されるものです。これが歳入として計上されております。

もう一つ、財政調整基金からの繰入金、これはつまり貯金の取り崩しであります。これも民間企業なら流動資産の取り崩しとなって、資産の減少としてマイナスとしてカウントされるものです。このようにマイナスとして本来カウントされるものが歳入という中に入ってあって、したがって、実質収支の黒字をもって余裕があるということにはならないと思います。

もしも、今までの御答弁聞く中で私が最初危惧したような、5年後には予算が組めなくなるというような、そこまでのことはないだろうかと、御答弁を聞く中で思うわけですが、もしもだけど、持続可能な財政運営のために、今後事業の大胆な見直しを行わなければならないとなったときに、10億円以上の実質収支の黒字がある状況で事業を縮小すると言っても、なぜそんな黒字があるのに事業見直さなきゃいけないのかというようなことになるんじゃないかと思います。

だから、そういったことの前に、市民の方に執行部から、執行部がなぜ防府市の財政状況厳しいというのか、それはなぜなのかということを理解してもらって、認識を共有してもらわなければならないと思いますが、この点、総合政策部長、いかがでしょうか。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 今、るる議員が言われたことは、おおむね私たちもある程度感じていることでございますし、今、財政状況という非常に、言葉で言うのは言えるんですけど、それを市民の皆様はどういうふうに理解していただくか、その辺すごい大事なことだと思っております。

今後は、私どものこの財政状況、指標はまことに健全な状況ではございますが、毎年毎年の状況等、決算等出たら出ますので、わかりやすい表現で市民の皆様理解しやすいような方策を考えていきたいと思っております。

○議長（松村 学君） 12番、久保議員。

○12番（久保 潤爾君） ぜひよろしくお願ひいたします。やはり先ほどからの答弁の

中で、指標上は数字がいいですよというニュアンスのことを言われるわけで、さっき言いました決算審議の中でも数値良好ですよと言われるわけなんですけれど、ただやっぱり健全化判断比率とかの指標というのは、安心だよとか余裕があるよとかいう話じゃなくて、どっちかっていったら、破綻寸前ではないよぐらいのレベルの話だと思うんですよ。ですからそれをもって、良好です、健全です、安全ですよと言うとやっぱり誤解を招くと思うんです。そのあたりも含めて説明できるようなことをお願いしたいんです。

ちょっと市広報に決算事項の公表について、執行部が書かれた文章があるので少し読み上げます。10月15日号です、次のような内容です。

本市の指標は——これは財政指標のことです——いずれも早期健全化基準以下で、実質公債費比率や将来負担比率については、県内でも上位の良好な数値となっています。

しかし、財政状況はこれらの指標のみで計れるものではなく、今後、学校や公共施設の更新、長寿命化には多額の経費が必要な上、それに伴う公債費の増加や、高齢化の進行などによる社会保障関係経費の更なる増加により、厳しい財政状況が続くことが見込まれることから、より一層、効率的・効果的な財政運営に努めていきます。

ある程度踏み込まれとるとは思うんですけれど、やはり最初に良好な数値というのが出てくるわけです。最初に、だから、県内で上位の良好な数値であるにもかかわらず、財政状況はこれらの指標のみで計れるものではないって書かれるわけですね。厳しい理由も書かれるわけなんですけれど、それでは指標には何の意味があるのかということになって、大変わかりにくいと思います。

なぜ財政状況が厳しいのかについて、実質収支が黒字であることとか、健全化判断比率の数値が良好であることが必ずしも財政に余裕があるということを示すわけではないということに踏み込んでいただいて、御答弁にもありましたように、先ほども総合政策部長が言われましたけど、わかりやすく市民の皆さん、また我々議員にも伝える努力をしていただきたいと思います。御答弁でそういうふうに言っていたので、ぜひともよろしく願いいたします。

また、行政評価についても繰り返しになりますけど、せつかく制度としてやっておられるんですから、事業効果を客観的に検証して、その事業の適否が判断できて、財政運営に反映できるような取り組みをされるべきではないかと思います。

中期財政計画にも今後の取組として、事務事業の改善の推進を挙げられて、「行政評価を通じて事業の必要性や有効性の検証を厳しく精査し、休・廃止も視野に含めた事業内容の見直しを図ることにより、限りある財源をより高い効果が見込める事業に活用し、サービスの維持、向上に努めます」と、こう書いてあります。

しかしながら、先ほど指摘しましたように、現状では行政評価において厳しい精査が行われているようには思えません。先ほど総合政策部長も言われましたけれど、各担当課というのは市民からの要望に応えなければならないということもあって、やっぱりそれが事業の維持拡大に向かわせる要因の一つなんでしょうけれど、ただやっぱりどうしてもそういうのを聞くと、さっきも言いましたけど、各担当課が財政状況が厳しいということはわかっていても、その厳しさへの感じ方が財政当局と温度差があるんじゃないかなと思います。これは推測ですから間違ったら申しわけないんですけど、もしもそうであるなら持続可能な財政運営のためには、執行部内においても財政状況についての認識というのを共有しておく必要があるんじゃないかなと思います。

いずれにしても、財政状況がなぜ厳しいのかということについて、わかりにくい単式簿記の仕組み、財政の用語をしっかりとわかりやすく周知し、理解してもらうことが持続可能な財政運営の第一歩ではないかと思います。

また、そのことが長い目で見れば、市民への共同参画とつながっていくんじゃないかと思います。財政当局の御努力をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松村 学君） 以上で、12番、久保議員の質問を終わります。

○議長（松村 学君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後2時 7分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年12月6日

防府市議会議長 松村 学

防府市議会議員 河村 孝

防府市議会議員 上田 和夫

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年12月6日

防府市議会議長

防府市議会議員

防府市議会議員